

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	平成27年 8月 7日
【発行者の名称】	株式会社デントス (DENTAS CO., LTD.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役 島 文男
【本店の所在の場所】	徳島県徳島市問屋町48番地
【電話番号】	088-657-3115
【事務連絡者氏名】	管理部長 大崎 隆
【担当J-Adviserの名称】	株式会社 OKINAWA J-Adviser
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役 高山 征嗣
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	沖縄県名護市字豊原224番地 3名護市マルチメディア館203
【電話番号】	098-851-4130
【取引所金融商品市場等に関する事項】	<p>当社は、当社普通株式を平成27年 9月11日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。</p> <p>当社は、上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。</p> <p>なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。</p> <p>名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号</p>
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社デントス http://www.dentas.jp/ 株式会社東京証券取引所 http://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3【事業の状況】 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行情報の内容(発行情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第17期	第18期	第19期
決算年月	平成25年 3月	平成26年 3月	平成27年 3月
売上高 (千円)	497,866	549,449	823,001
経常損失(△) (千円)	△23,960	△36,134	△8,903
当期純損失(△) (千円)	△55,217	△24,591	△10,327
包括利益 (千円)	△55,819	△25,605	△14,548
資本金 (千円)	30,000	101,400	145,850
発行済株式総数 (株)	1,418	1,894	2,207
純資産額 (千円)	△195,772	△77,578	△3,226
総資産額 (千円)	116,109	168,065	281,301
1株当たり純資産額 (円)	△1,961.64	△526.31	△18.05
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	—	—	—
1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△389.40	△243.24	△65.81
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	△168.61	△46.16	△1.15
自己資本利益率 (%)	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	23,348	△39,826	△18,044
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△24,037	△21,774	△124,605
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△363	74,939	128,918
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	5,321	19,667	5,989
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	71 [11]	59 [10]	88 [10]

(注) 1. 当社は第17期より連結財務諸表を作成しております。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 当社は、平成27年8月1日付けで普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、第17期、第18期及び第19期においては、当社株式が非上場であり期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

5. 自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

6. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
7. 1株当たり配当額及び配当性向は、配当を行っていないため記載しておりません。
8. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第19期の連結財務諸表については、仰星監査法人の監査を受けておりますが、第17期及び第18期の連結財務諸表についての監査は受けておりません。
9. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用人員は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

2 【沿革】

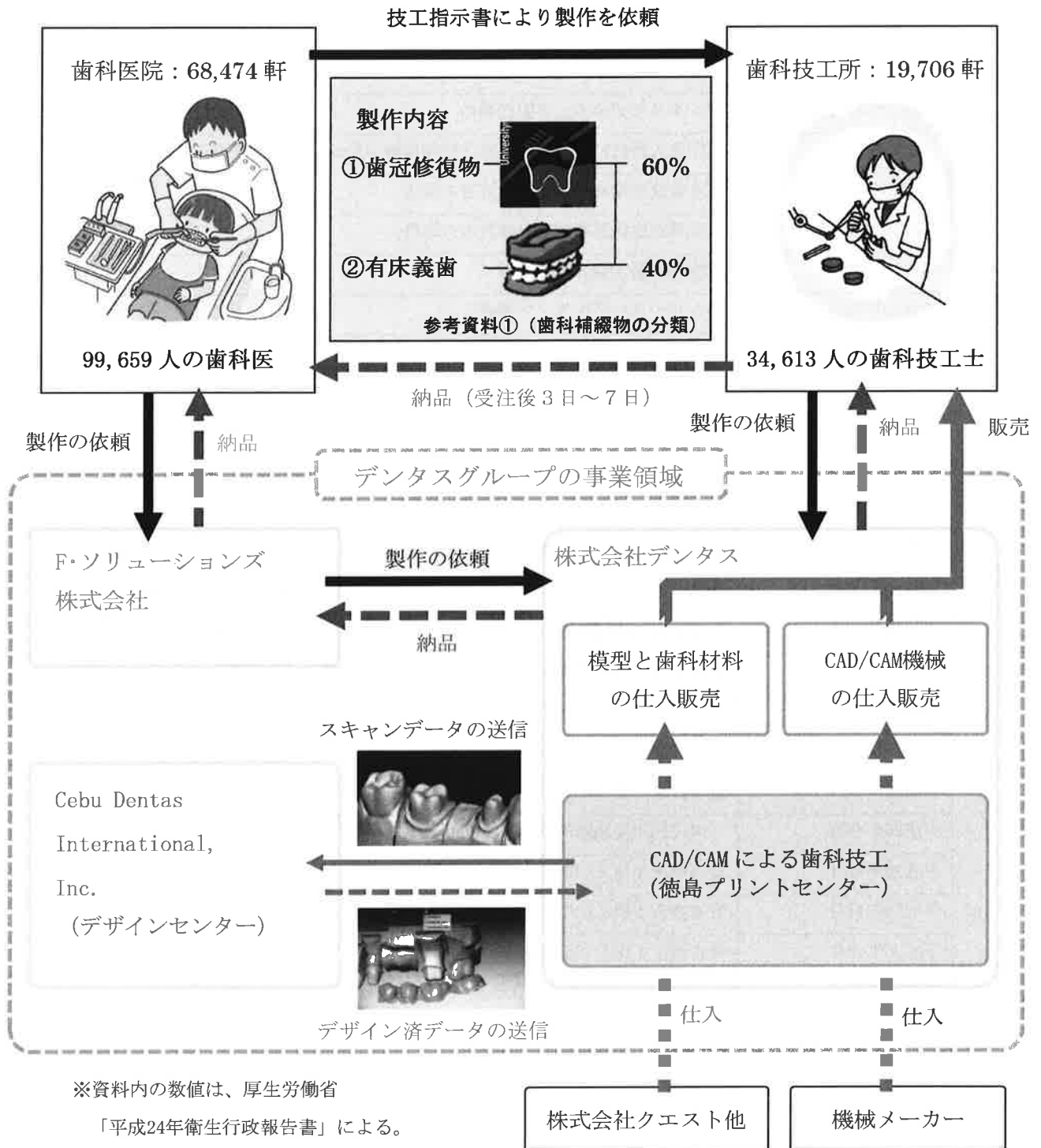
当社は、株式会社シケン（歯科技工物の製造及び販売：島文男が創業者）で培った歯科技工事業のノウハウを活かし、異業種の専門性と独自性を持った地元企業の協力を得ながら、地域の活性化を図るべく、平成8年6月11日に設立しました。初年度は、入れ歯専用歯磨きの「ハミガ」及び入れ歯専用歯ブラシの「ハブラ」の製品化に成功し販売開始に至りましたが、他の商品開発が進まず法人としての活動は限定的となりました。その後、平成17年に歯科技工の作業環境の改善、作業時間の短縮を図る商品「デンタスモデルカップ」の開発に成功し、活動が本格化しました。

年 月	沿 革
平成8年6月	徳島市に株式会社デンタスを設立 資本金1,500万円
平成8年12月	入れ歯専用歯磨き「ハミガ」、入れ歯専用歯ブラシ「ハブラ」の販売開始
平成17年3月	研究室を徳島工業技術センターに設置 デンタスモデルカップの開発開始
平成17年11月	デンタスモデルカップ販売開始
平成18年2月	財団法人新技術開発財団「第76回新技術開発助成金」に採択される
平成18年4月	高度管理医療機器等販売業許可の取得
平成18年6月	第三種医療機器製造販売業許可の取得
平成18年6月	医療機器製造業許可の取得
平成19年11月	Dシリーズモデルカップ発売
平成20年6月	モデルカップ プレモMシリーズ発売
平成20年7月	本社を徳島市間屋町48番地に移転
平成21年10月	徳島プリントセンターをDICO社（現豊通マシナリー社）と共同運営開始
平成22年5月	モデルカップ プレモTシリーズ発売
平成22年9月	アメリカにおいて子会社 DENTAS AMERICA CORPORATION 設立
平成23年1月	フィリピンにおいて連結子会社 Cebu Dentas International, Inc. を設立
平成23年4月	徳島プリントセンターの営業権を豊通マシナリー社より当社に完全移管
平成23年5月	米国大手医療関係通販会社へデンタスモデルカップの販売開始
平成24年7月	子会社 DENTAS AMERICA CORPORATION（米国現地法人）解散
平成25年1月	デンタルラボシステム「e - S c a n」販売開始
平成25年11月	Cebu Dentas International, Inc. にてデザインセンターを開設
平成26年3月	資本金を1億140万円に増資
平成26年9月	「平成26年度戦略的基盤技術高度化支援事業」のプロジェクトに採択される
平成26年11月	資本金を1億3,140万円に増資
平成26年11月	資本金を1億3,640万円に増資
平成26年12月	資本金を1億4,135万円に増資
平成27年3月	F・ソリューションズ株式会社（平成25年11月設立）を100%子会社化
平成27年3月	資本金を1億4,585万円に増資
平成27年6月	東京本部開設（東京都品川区）
平成27年7月	資本金を1億6,610万円に増資

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社2社（Cebu Dentas International, Inc. 及びF・ソリューションズ株式会社）で構成されております。当社は想定顧客である、全国19,706軒の歯科技工所と34,613人の歯科技工士に対し、昨今の歯科医療の技術進歩と患者のニーズの多様化に対応するべく、自費・保険歯科補綴物製作に対応可能な高精度3次元加工機器（CAD/CAM機器、3Dプリンター等）の導入提案ならびに商品（模型と歯科材料）の開発・製造・販売を行っております。

事業の系統図は次のとおりであります。



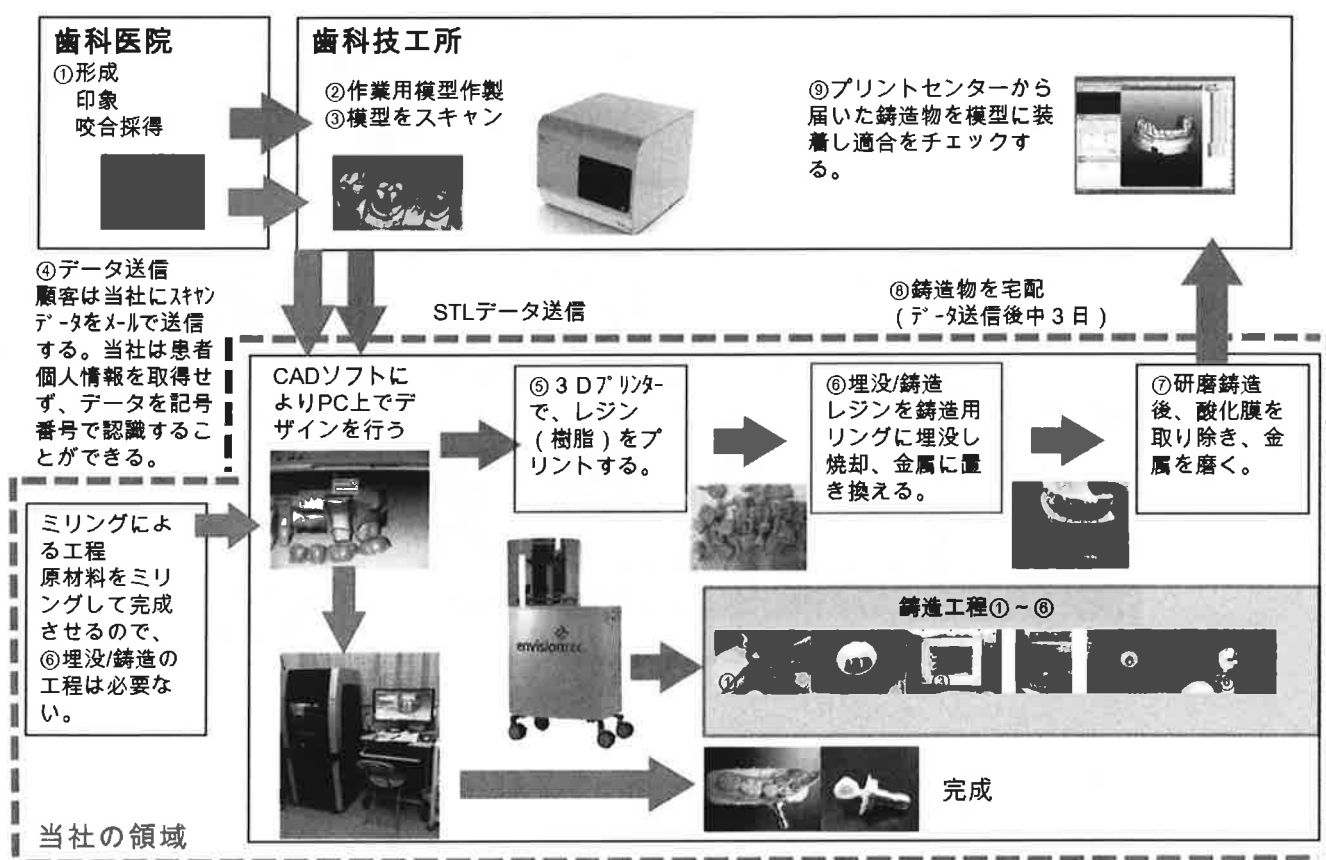
当社グループは歯科技工関連事業の単一セグメントであるため、事業部門別に記載しております。

(1) 歯科技工事業

当社では、自費・保険補綴物製作に対応可能なオープンCAD/CAM機器、3Dプリンター及びミリング機械を取り扱っております。これらの機器を用いたワークフローを「デンタルラボシステム」※1と総称し、お客様の用途・ニーズに合った歯科技工物の製造をご提案しております。

従来、全て手作業で行っていた歯科技工の一部をデジタル化することで、技工物の品質安定、ラボの生産性の向上を図ります。また、デンタルラボシステムの導入により、当社併設の徳島プリントセンター※2を活用して頂くことで、ラボの繁忙状況に応じた製造工程（過程）の製品を納品することができ、人材不足の改善、品質の安定化を図ることが可能となります。

デンタルラボシステムの概要



(用語解説)

※1 デンタルラボシステムとは

従来のワックスアップ作業（歯科用ワックスで歯の形態を作ること）を、CAD上でデジタル設計・デザインを行い、3Dプリンターによるワックスアップとミリング（切削加工）機器により完成品の切削を行うフローを「デンタルラボシステム」総称します。ラボが必要とする製造工程（過程）での製品の納品を可能とします。

※2 徳島プリントセンターとは

当社が運営する歯科技工所です。CAD/CAM機器を多数導入し、当社が販売したスキャナーの後工程を行っています。

(2) 歯科技工商品・歯科技工製品の販売事業

当社は、歯科技工所が抱える問題点である、人材不足・高齢化・長時間労働・作業環境の悪さを改善するために、「デンタスモデルカップ」の開発を行いました。これにより模型製作時間の短縮を図り、作業環境（石膏を使用しない為、粉じんが空気中に浮遊しない）の改善に繋がりました。

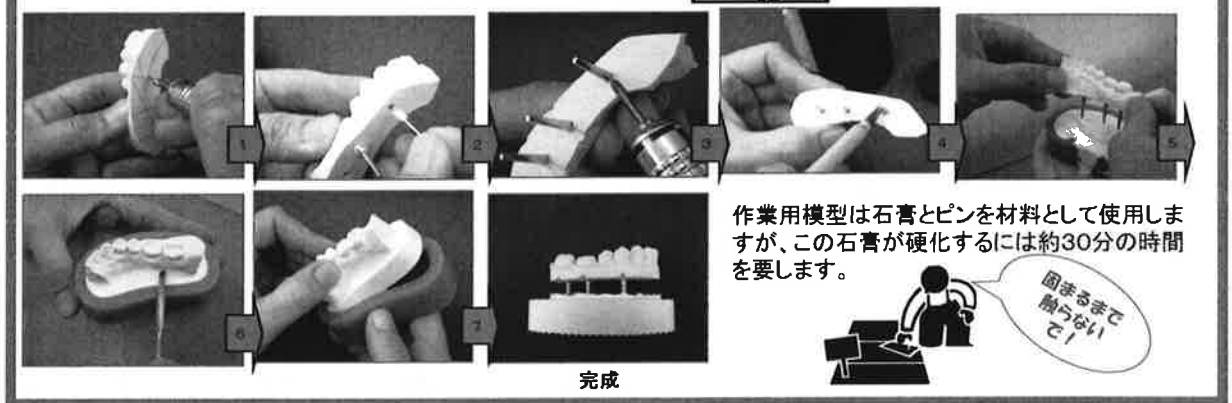
デンタスモデルカップの使用例 （従来法との比較）

デンタスモデルカップは既にピンも組み込まれているので、印象模型を接着剤で貼るだけで作業用模型が完成します。

【デンタスモデルカップ使用例】



【従来の作業模型製作例】



当社に納品されたモデルカップです。化粧箱に入った状態で本社にストックされ納品されます。

(3) 歯科技工機械販売事業

当社は、歯科医療機器販売業の許可を取得し、海外から輸入したCAD/CAM機器の販売を行っております。医療機器の販売については、従来法の歯科技工を作業工程ごとに分解し、それぞれの機械に割り振ることで、歯科技工作業の時間短縮と作業環境の改善につなげ、手作業から機械装置への変革を促進しております。デンタルラボシステムで使用される機械は下記のとおりです。

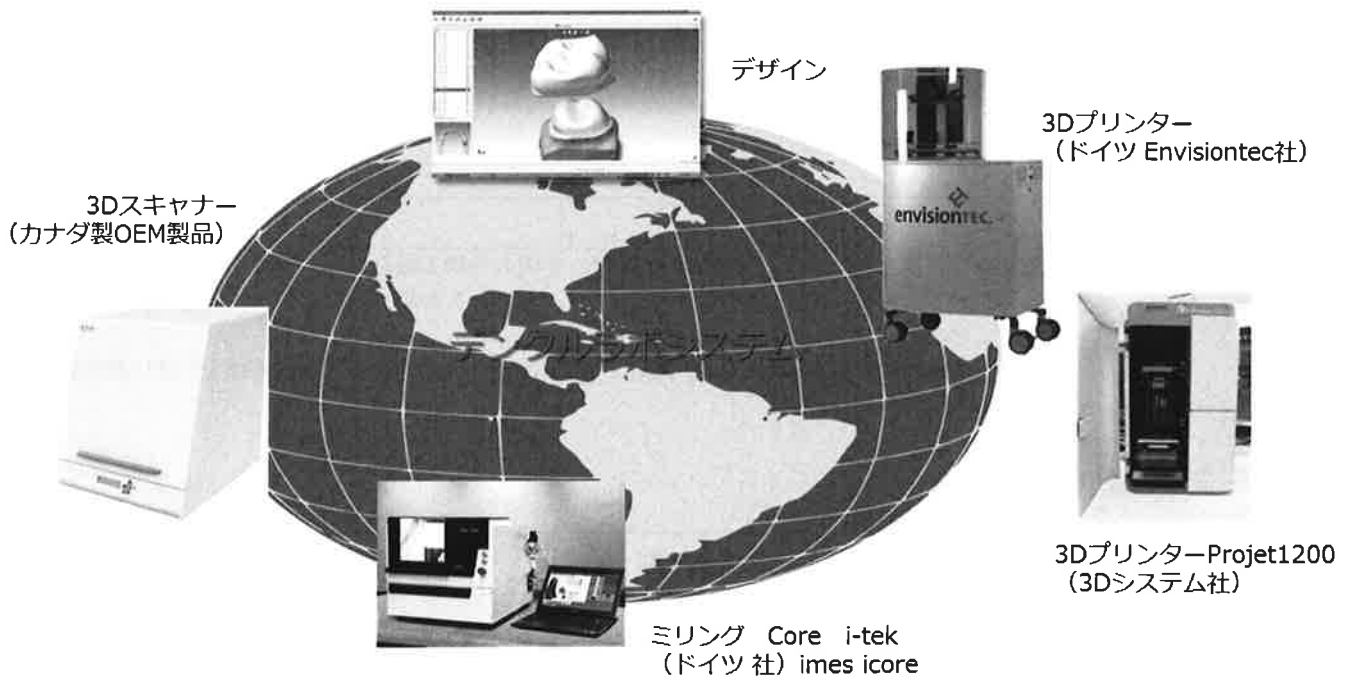


3Dデンタルスキャナー
「e-Scan」

3Dプリンター
「Projet 1200」

3Dプリンター
「DDP4」

ミリング
「Core i-tek」



3Dスキャナー
(カナダ製OEM製品)

デザイン

3Dプリンター
(ドイツ Envisiontec社)

3DプリンターProjet1200
(3Dシステム社)

ミリング Core i-tek
(ドイツ社) imes icore

デンタルラボシステムを介して、様々なアプローチでお客様をサポート致します！

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有(又は 被所有)割合(%)	関係内容
(連結子会社) Cebu Dentas International, Inc.	フィリピン共和国 ラプラブ市	2,730	歯科技工用 データの加工	99.6	資金援助 製品のデザインの委託
(連結子会社) F・ソリューションズ 株式会社(注)1	徳島県徳島市	1,000	歯科技工物の 販売業	100	商品製品の販売委託
(その他の関係会社) とくしま市場創造1号 投資事業有限責任組合	徳島県徳島市	805,000	投資事業	(37.15)	資本提携 役員の兼任 1名

(注) 1. 特定子会社であります。

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

3. F・ソリューションズ株式会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

① 売上高	159,812千円
② 経常損失(△)	△2,881千円
③ 当期純損失(△)	△3,176千円
④ 純資産額	△4,028千円
⑤ 総資産額	33,236千円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成27年7月31日現在

従業員数(名)	78 [11]
---------	---------

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

2. 当社グループは歯科技工関連事業の単一セグメントであるため、セグメントに関連づけた記載はしていません。

3. 最近1年間において従業員数が18名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成27年7月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
58 [11]	39.7	3.0	2,981

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

3. 当社は、歯科技工関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

4. 最近1年間において従業員数が8名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【事業等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国の経済は、金融緩和の継続による円安効果で輸出関連企業の好調を持続し、賃上げによる雇用改善、株価の上昇など、先行きの明るさを実感させつつありました。

当社を取り巻く経営環境は、歯科技工事業につきましては、平成26年4月からCAD/CAM冠（3D造形ユニットを使用して製造する被せ物）が部分的に保険適用の対象になり、順調に技工物の売上を伸ばしました。今後、歯科技工事業の売上の更なる増加が期待できます。歯科技工商品・製品販売事業及び歯科技工機械販売事業につきましては、新規顧客の獲得と既存顧客への出荷が好調に推移したことにより売り上げを伸ばしました。以上の結果、売上高につきましては、823,001千円（前年同期比49.8%増）となりました。営業損失は50,350千円（前期は営業損失37,788千円）、経常損失は8,903千円（前期は経常損失36,134千円）となりました。最終損益については、当期純損失は10,327千円（前期は当期純損失24,591千円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末と比較して13,678千円減少し、5,989千円となりました。

当連結会計年度末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、使用した資金は前年同期と比較して21,782千円増加し△18,044千円となりました。これは主に、売上増加によるものでありますが、TOKYO PRO Market上場に向けた人材の確保と監査費用などの経費が増加したため、営業キャッシュ・フローはマイナスとなりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は前年同期と比較して102,831千円減少し△124,605千円となりました。これは主に、固定資産の取得による支出116,760千円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、獲得した資金は前年同期と比較して53,979千円増加し128,918千円となりました。これは新株式発行による収入74,100千円と、長期借入による収入110,872千円等によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは歯科技工関連事業の単一セグメントであるため、事業部門別に記載しております。

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	生産高(千円)	前年同期比(%)
歯科技工事業	265,768	130.88
合計	265,768	130.88

- (注) 1. 金額は、製造原価によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 仕入実績

当連結会計年度における仕入実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	仕入高(千円)	前年同期比(%)
歯科技工商品・製品販売事業	233,291	143.64
歯科技工機械販売事業	107,871	189.02
合計	341,163	155.44

- (注) 1. 金額は、仕入価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注実績

歯科技工事業において受注生産を行っておりますが、受注から引き渡しまでの期間が短いことから、記載を省略しております。

(4) 販売実績

当連結会計年度における販売実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
歯科技工商品・製品販売事業	317,549	119.45
歯科技工事業	367,563	169.66
歯科技工機械販売事業	137,888	205.91
合計	823,001	149.79

3 【対処すべき課題】

当社は、高い商品開発力を持ち、歯科技工士の技工作業の効率を高めることで、歯科技工士の労働時間短縮を図り、石膏を極力使用しないシステムによる作業環境の改善によって、歯科技工士の付加価値を高めて参りたいと考えております。近年CAD/CAM機器の発達により、歯科技工業界も労働集約型の産業から装置産業への進化が加速するものと考えております。このため、当社が対処すべき当面の課題としては、（１）人材確保及び人材育成、（２）従来の技工工程の見直し、（３）管理医療機器・高度管理医療機器にかかる製造販売業の許可取得、（４）ISO13485取得に向けた人材の採用と設備投資、（５）拠点となる歯科技工所との業務提携、（６）財務体質の改善及び資金調達手段の多様化があげられます。

（１）人材確保及び人材育成

当社は、フィリピンセブ島に子会社Cebu Dentas International, Inc.（以下、「CDII」）を持ち、CAD/CAMによるデザインを行っております。販売したCAD/CAM機器により増加するデザイン数に対応するため、CDIIでの人材の確保とデザイナーの育成は特に注力すべき課題と認識しております。より効果的に採用活動を行うため、SWU（サウスウエスタン大学）からの教育実習の受け入れなど大学との連携を深めて参ります。

（２）従来の技工工程の見直し

当社では、技工作業の内、従来法と機械装置での工程が混在しております。従来法については、歯科技工士の手作業による工程が多く、歯科技工士の人材確保が課題となります。当社のCAD/CAMによる作業工程を増やすことで品質の安定化、労働時間の短縮が図れると考えております。機械装置の発展に伴い、新しい技術の導入が課題であると認識しております。海外の技術・機械装置を常に意識し、海外のデンタルショー（展示会）への参加に積極的に取り組んで参ります。

（３）医療機器、高度管理医療機器等にかかる製造販売業の許可取得

当社は、第三医療機器製造販売業の許可を取得して9年になります。CAD/CAM機器による義歯、入れ歯の削り出しなど、口腔内に直接入る材料は管理医療機器（クラスⅡ）の業許可が必要であります。医療機器の発達、歯科材料の開発により当社も第二種製造販売業の許可を取得することが急務であると理解しております。製造販売業の総括責任者の資格を取得できたことから、今後も薬事法の改正に即座に対応できる体制を構築していくことに注力していきたいと考えております。

（４）ISO13485の取得に向けた人材の採用と設備投資

当社は、製造販売業の資格を有する医療機器メーカーであります。世界基準であるISO、特に医療についてはISO13485の取得が必須であると認識しております。今後は、コンサルタントによる講習を受け、ISO13485の取得に注力していきたいと考えております。

（５）拠点となる歯科技工所との業務提携

当社は、スピード感のあるネットワークを構築するために全国のデンタスクラブ会員組織（歯科技工所の経営者を対象とする勉強会を運営）を活用することで、日本全国の異なるエリアに当社のCAD/CAMセンターを併設していくことが必要と考えております。

(6) 財務体質の改善及び資金調達手段の多様化

更なる事業拡大のためには自己資本の充実による財務体質の改善及び強化が必要であると認識しております。株式上場により、資金調達手段の多様化を図るとともに、株主資本利益率、自己資本比率を意識した適正な財務バランスの構築及び収益性の確保に取り組んでまいります。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況

経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 当社グループの財政状態について

当社グループは、当連結会計年度において、営業損失 50,350 千円、経常損失 8,903 千円、当期純損失 10,327 千円を計上しております。純資産額は△3,226 千円を計上しており、債務超過の状態となっておりますが、平成 27 年 7 月 25 日に実施された第三者割当増資により既に解消されております。

欠損につきましては、当連結会計年度末時点で 260,090 千円となっており、現時点で解消できておりませんが、CAD/CAM冠の保険診療適用が全国の歯科医院及び歯科技工所に広く認知されてきていること、関連機器・部品販売の大幅な増加が見込まれること等の事情から、平成 29 年 3 月期までには欠損も解消できる見込みであり、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

(2) 法的規制について

当社グループの事業は、歯科技工士法、薬事法等関連法規の規制の下にあります。また、当社では歯科技工士法上、所定の要件を備えた社内設備を歯科技工所として届出を行い、歯科技工士の免許を取得している当社従業員が、顧客である歯科技工士から、歯科技工物の製作工程の一部を受託し、歯科技工物の製作を行っております。また、薬事法上医療機器製造販売業許可を取得し、歯科技工所に対し、医療機器の販売を行っております。当社グループでは、これらの法規制を遵守した営業を続けておりますが、万が一、当該法規制に違反し、歯科技工士である当社従業員の大半の歯科技工士免許取消、歯科技工所としての事業停止、医療機器販売業の許可取消等の事態となった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 診療報酬体系について

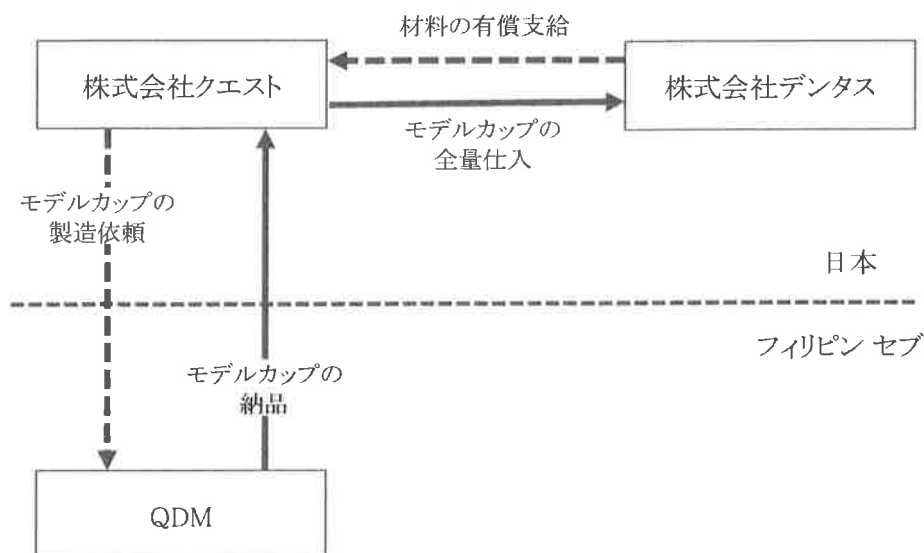
厚生労働省では、少子高齢化等の時代背景の変化や、医療技術の進歩等、医療関係者を取り巻く環境の変化により、診療報酬体系の見直しを随時行っております。これに伴い、歯科補綴物に対する保険適用の対象範囲が変更となる可能性があり、変更される内容によっては、患者の通院機会減少等の事情により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 個人情報の管理について

当社グループの事業では、歯科技工を受託するにあたり、歯科技工所等から患者の氏名、歯型データ等の個人情報を取得しております。その他、当社グループでは取引先等の顧客情報、当社グループ従業員の個人情報も取扱っております。当該個人情報の取扱いについては、個人情報保護規程において、データの取扱権限の限定や書面の施錠管理等、厳重な個人情報取扱ルールを定め運用しておりますが、不測の事態により当該個人情報の漏洩等が発生した場合、損害賠償の支払いや社会的信用の低下により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 特定の仕入先への依存について

当社グループの主力商品であるデンタスモデルカップは、株式会社クエスト（本社：愛知県半田市）の子会社であるクエスト デンタル マテリアル コーポレーション（以下、QDMという）で製造されたものを、株式会社クエストを通じて全量を仕入れております。デンタスモデルカップの素材は特殊なものであり、その製造にあたっては他社には代替できないQDMの高い技術力が必要であることから、当社グループでは株式会社クエストとの関係を密接に保ちながら、安定的な調達に努めております。ただし、需要の急増による原材料不足や天変地異、品質問題、同社との取引関係の悪化、同社の倒産・合併等により調達に重大な支障をきたした場合は仕入価格が高騰した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。



(6) 特定人物への依存について

当社の代表取締役である島文男は、当社の経営方針や経営戦略の立案及び決定をはじめ、業務遂行等の経営全般において極めて重要な役割を果たしております。

当社は、ノウハウの共有、人材の獲得及び育成等により組織体制の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めておりますが、体制の構築より先に不測の事態等により同氏の当社における職務執行が困難となった場合は、当社グループの今後の事業展開、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 小規模組織であることについて

当社は、平成27年7月31日現在取締役4名、監査役2名、従業員58名と組織が小さく、内部管理体制もこのような組織の規模に応じたものとなっております。また、小規模な組織であるため、特定の個人に業務を依存している場合があります。今後、さらなる事業拡大に備え、権限移譲や業務の定型化、代替人員の確保に努める予定ですが、特定の役職員の社外流出により、一時的に当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) グループ会社について

当社の連結子会社であるCDIIでは、3D造形ユニット「e-Scan」の販売先から受注した歯科技工物のデザインを行っており、当該デザイン作業の受注はインターネットを通じて行っております。また、デザインは専用のシステムを使用しているため、インターネット及びシステム環境の整備には、バックアップ体制を含めて十分な設備を整えて対応しております。しかしながら、不測の事態により当該システム環境等が機能不全となり、長期間にわたって顧客の受注ができない事態となった場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 人材の確保及び育成について

当社グループの事業の一つである歯科補綴物の製作受託事業は、歯科技工士の有資格者を必要とする事業であります。そのため、歯科技工士を数多く確保することが事業の維持継続にとって非常に重要となります。また、確保した歯科技工士の技術レベルを当社グループの提供する技術レベルに育成及び維持することも重要となっております。したがって、今後展開する事業の規模に応じた歯科技工士の確保、人材育成が順調に進まない場合は、計画通りの事業展開ができず、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社取締役の業績向上へのインセンティブを高めることを目的として、新株予約権を付与しております。本発行情報公表日現在における当社の発行済株式総数は 234,200 株であり、付与された新株予約権の権利行使がなされた場合には、新たに 405,500 株の新株式が発行され、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

歯科技工事業関連では、飛躍的に成長しているCAD/CAM分野に注力し、新規歯科医療用装置製作を可能にする金属・樹脂等異種材料の高精度立体融合システム化に向けて研究開発しております。また、CAD/CAM機器を使用し、入れ歯の部材を切削加工した後、複合部材を高精度な自動融合システムにより一体化できる装置及びシステムの構築について着々と成果を上げています。当連結会計年度における研究開発費の金額は、6,364千円であります。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、公表日（平成27年8月7日）現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比べて113,235千円増加し、281,301千円となりました。流動資産については、売上の増加等により、前連結会計年度末に比べて9,674千円増加しております。固定資産については、土地、建物、機械装置及び運搬具の取得により、前連結会計年度末に比べて103,561千円増加しております。

当連結会計年度末における負債合計は284,527千円となり、前連結会計年度末に比べて38,883千円の増加となりました。流動負債については、短期借入金の返済により、前連結会計年度末に比べ49,919千円減少しております。固定負債については、土地・建物購入のための長期借入等により前連結会計年度末に比べて88,802千円増加しております。

当連結会計年度末における純資産合計は△3,226千円となり、前連結会計年度末に比べて74,351千円の増加となりました。これは、補助金収入及び第三者割当増資によるものであります。

(3) 経営成績の分析

当連結会計年度における売上高は前年同期と比較して273,552千円増加し823,001千円となりました。

販売費及び一般管理費は、前年同期と比較して109,296千円増加し266,487千円となりました。

以上の結果、営業損失は前年同期と比較して12,562千円増加し50,350千円、経常損失は前年同期と比較して27,231千円減少し8,903千円となり、当期純損失は前年同期と比較して14,264千円減少して10,327千円となりました。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

「4【事業等のリスク】」をご参照ください。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(6) 運転資本

上場予定日（平成27年9月11日）から12か月間の当社の運転資本は、現状の自己資金及び借入による資金調達が可能であることから十分であることを確認しております。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、126,805千円であります。その主なものは株式会社デンタスにおけるプリントセンターの土地建物取得によるものであります。

なお当社グループは歯科技工関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成27年3月31日現在

(所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)							従業員数 (名)
		建物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
本社 (徳島県徳島市)	本社設備	1,664	9,631	67	—	2,940	321	14,624	12
プリントセンター (徳島県徳島市)	技工所 設備	20,084	57,956	10,181	15,500 (708)	—	0	102,723	51

- (注) 1. 現在休止中の設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 帳簿価額のうち「その他」は、車両運搬具の合計であります。

(2) 国内子会社

平成27年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)							従業員数 (名)
		建物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
F・ソリューションズ(株) (徳島県徳島市)	営業設備	—	—	—	—	3,439	2,951	6,390	8

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完成予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
提出会社	空港前本社・ 工場	本社の移転と CAD/CAM 事業の移転	500,000	5,033	銀行借入及び 第三者割当増資	平成27年 9月末	平成28年 6月	本社・倉庫 の拡充
CDII	CDIIの新 オフィス	デザイン事務 所の移転	4,000	3,824	第三者割当増資	平成27年 7月末	平成27年 8月	デザイン数

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(平成27年3月31日)(株)	公表日現在発行数(平成27年8月7日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	9,400	7,613	1,787	234,200	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
A種優先株式	250	0	250	-	非上場	(注) 1
B種優先株式	250	120	130	-	非上場	(注) 2
C種優先株式	100	60	40	-	非上場	(注) 3
計	10,000	7,793	2,207	234,200	—	—

(注) 1

A種優先株式

A種優先株主総会の決議事項

1. A種優先株式を有する株主（以下、「A種優先株主」という。）は、A種優先株主が決議すべき当社の株主総会において、その保有するA種優先株式1株につき1個の議決権を有する。
2. 以下の各号に定める行為を行う場合には、あらかじめ種類株主総会における議決権の過半数の同意を得ることを要する。
 - (i) 定款の変更
 - (ii) 新株、新株予約権、新株予約権付社債及び社債の発行
 - (iii) 合併、株式交換、株式移転、分社分割、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又は事業の譲受
 - (iv) 資本減少又は解散
 - (v) 各事業年度における剰余金の配当に係る議案の承認
 - (vi) 自己株式の取得
 - (vii) 役員を選任及び解任
 - (viii) 役員報酬等に係る議案の承認
 - (ix) A種優先株式と同一の権利又はA種株式に優先する権利をA種優先株式以外の株式に与えること

優先配当

1. 当社は毎事業年度末日現在のA種優先株主またはA種優先株式の登録株式質権者（以下、「A種優先登録株式質権者」という。）、B種優先株式を有する株主（以下、「B種優先株主」という。）またはB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）、およびC種優先株式を有する株主（以下、「C種優先株主」という。）またはC種優先株式の登録株式質権者（以下、「C種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、次のとおり剰余金（以下、「優先配当」と総称し、個別に「各優先配当」という。）をいずれも同一の順位で配当する。
 - (i) A種優先株式に対しては、1株あたり年1万円
 - (ii) B種優先株式に対しては、1株あたり年1万円
 - (iii) C種優先株式に対しては、1株あたり年1万円
2. ある事業年度においてはA種優先株主またはA種優先登録株式質権者、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者、およびC種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対して行う剰余金の配当の額が優先配当の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
3. 優先配当に加え、更に配当を行う場合には、普通株主または普通登録株式質権者、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者、およびC種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対して、同順位にて配当する。この場合、優先配当に加え普通株式1株につき支払う配当にその時点における普通株式の交付比率に乗じた額の配当金を支払う。

剰余財産の分配

1. 当社の剰余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者およびC種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対する分配が完了した後にさらに分配可能な剰余財産がある場合は、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につきA種優先株式払込金に相当する金額（但し、A種優先株式につき、株式併合、株式分割、株式無償割当て、またはこれに類する事由があったときは、適切に調整される。）を支払う。
2. 前項による分配の後なお剰余財産がある場合には、普通株主、A種優先株主、B種優先株主、およびC種優先株主に対し同順位にて分配する。この場合、A種優先株主に対しては前項の分配額に加え、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの剰余財産分配額と同額の剰余財産を分配する。

取得請求権

1. A種優先株主は、平成19年6月15日以降随時、当社がA種優先株式を取得するのと引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる。
2. 前項において交付する普通株式の当初の価額（以下、「A種優先株式請求価額」という）は、A種優先株式1株につき金20万円とする。
3. 株式分割を行うときは、次式によってA種優先株式請求価額を調整する。

$$\begin{array}{ccc} \text{A種優先} & \text{A種優先} & \\ \text{株式調整後} & \text{株式調整前} & \times \frac{\text{株式分割前発行済株式数}}{\text{株式分割後発行済株式数}} \\ \text{請求価額} & \text{請求価額} & \end{array}$$

4. 株式併合を行うときは、次式によってA種優先株式請求価額を調整する。

$$\begin{array}{ccc} \text{A種優先} & \text{A種優先} & \\ \text{株式調整後} & \text{株式調整前} & \times \frac{\text{株式併合前発行済株式数}}{\text{株式併合後発行済株式数}} \\ \text{請求価額} & \text{請求価額} & \end{array}$$

5. 株式の無償割当てを行うときは、次式によってA種優先株式請求価額を調整する

$$\frac{\text{A種優先株式調整後請求価額}}{\text{A種優先株式調整前請求価額}} \times \frac{\text{株式無償割当て前発行済株式数}}{\text{株式無償割当て後発行済株式数}}$$

6. 調整前のA種優先株式請求価額を下回る金額をもって当会社の普通株式を発行又は自己株式を処分する場合、かかる発行又は処分における1株当たりの普通株式払込金額又は処分価額をもって調整後のA種優先株式請求価額とする。なお、調整後のA種優先株式請求価額は、払込期日もしくは出資の履行をした日以降、又は株主割当日がある場合は、その日以降これを適用する。

7. 調整前のA種優先株式請求価額を下回る価額をもって当会社が取得するのと引換えに当会社の普通株式を交付することを請求することができる株式を発行する場合、かかる株式の払込期日（但し、払込期日がない場合は発行日）に、当該株式の普通株式交付請求価額をもって調整後のA種優先株式請求価額とする。調整後のA種優先株式請求価額は、払込期日（但し、払込期日がない場合は発行日）以降これを適用する。

8. 新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額（会社法第236条1項第3号及び会社法238条第1項第3号の金額の合計。以下同じ。）

が調整前のA種優先株式請求価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合、かかる新株予約権の割当日に、発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、かかる交付される普通株式1株あたりの払込金額を、調整後のA種優先株式請求価額とする。調整後のA種優先株式請求価額は、新株予約権の割当日以降これを適用する。

9. 上記各項に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、当会社はA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後のA種優先株式請求価額、適用の日およびその他必要な事項を通知した上、上記各項に準じてA種優先株式請求価額の調整を適切に行うものとする。

(i) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、又は資本減少のためにA種優先株式請求価額の調整を必要とするとき。

(ii) 前(i)号のほか、当会社の発行済普通株式数（但し、当会社が保有する当会社の普通株式数を除く。）の変更または変更の可能性を生じさせる自由の発生によってA種優先株式請求価額の調整を必要とするとき。

(iii) 第7項に定める株式の取得請求可能期間が終了したとき。但し、当該株式全てが取得請求された場合を除く。

(iv) 第8項に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。但し、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。

10. A種優先株式の取得請求権の行使により交付すべき当会社の普通株式の株式数は、A種優先株主が取得請求権の行使のために提出したA種優先株式の発行価額（但し、A種優先株式につき株式分割、株式併合、株式無償割当て又はこれに類する事由があった場合には適切に調整される。）の総額を、A種優先株式請求価額で除した数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

11. A種優先株式請求価額の調整に際して計算が必要な場合には、円位未満の少数第2位まで算出し、少数第2位を四捨五入する。

取得条項

1. 当会社はA種優先株式の最初の発行の日以降、次のいずれかの事由が生じた場合には、取締役会で定める日をもって、A種優先株式の全部を一切取得することができる。

(i) A種優先株式数の過半数を有するA種優先株主の書面による請求があったとき。

(ii) 取締役会が、証券取引所に普通株式を上場するために、その申請を行うことを決議したとき。

2. 前項の場合、A種優先株式の取得と引き換えにA種優先株主に対して交付すべき普通株式数は、上記A種優先株式の取得請求権に関する条項の第10項に準じて計算されるものとする。

(注) 2

B種優先株式

B種優先株主総会の決議事項

1. B種優先株主は、B種優先株主が決議すべき当会社の株主総会において、その保有するB種優先株式1株につき1個の議決権を有する。
2. 以下の各号に定める行為を行う場合には、あらかじめ種類株主総会における議決権の過半数の同意を得ることを要する。
 - (i) 定款の変更
 - (ii) 新株、新株予約権、新株予約権付社債及び社債の発行
 - (iii) 合併、株式交換、株式移転、分社分割、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又は事業の譲受
 - (iv) 資本減少又は解散
 - (v) 各事業年度における剰余金の配当に係る議案の承認
 - (vi) 自己株式の取得
 - (vii) 役員を選任及び解任
 - (viii) 役員報酬等に係る議案の承認
 - (ix) B種優先株式と同一の権利又はB種株式に優先する権利をB種優先株式以外の株式に与えること

優先配当

1. 当会社は毎事業年度末日現在のA種優先株主またはA種優先登録株式質権者、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者、およびC種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、次のとおり剰余金をいずれも同一の順位で配当する。
 - (i) A種優先株式に対しては、1株あたり年1万円
 - (ii) B種優先株式に対しては、1株あたり年1万円
 - (iii) C種優先株式に対しては、1株あたり年1万円
2. ある事業年度においてはA種優先株主またはA種優先登録株式質権者、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者、およびC種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対して行う剰余金の配当の額が優先配当の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
3. 優先配当に加え、更に配当を行う場合には、普通株主または普通登録株式質権者、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者、およびC種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対して、同順位にて配当する。この場合、優先配当に加え普通株式1株につき支払う配当にその時点における普通株式の交付比率に乗じた額の配当金を支払う。

残余財産の分配

1. 当会社の残余財産を分配するときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対する分配が完了した後にさらに分配可能な残余財産がある場合は、普通株主または普通登録株式質権者、およびA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につきB種優先株式払込金に相当する金額（但し、B種優先株式につき、株式併合、株式分割、株式無償割当て、またはこれに類する事由があったときは、適切に調整される。）を支払う。
2. 前項による分配および上記A種優先株式の残余財産分配に関する条項の第1項による分配の後なお残余財産がある場合には、普通株主、A種優先株主、B種優先株主、およびC種優先株主に対し同順位にて分配する。この場合、B種優先株主に対しては前項の分配額に加え、B種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余

財産を分配する。

取得請求権

1. B種優先株主は、平成20年5月20日以降随時、当社がB種優先株式を取得するのと引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる。
2. 前項において交付する普通株式の当初の価額（以下、「B種優先株式請求価額」という）は、B種優先株式1株につき金25万円とする。
3. 株式分割を行うときは、次式によってB種優先株式請求価額を調整する。

$$\begin{array}{ccc} \text{B種優先} & \text{B種優先} & \\ \text{株式調整後} & \text{株式調整前} & \\ \text{請求価額} & \text{請求価額} & \times \frac{\text{株式分割前発行済株式数}}{\text{株式分割後発行済株式数}} \end{array}$$

4. 株式併合を行うときは、次式によってB種優先株式請求価額を調整する。

$$\begin{array}{ccc} \text{B種優先} & \text{B種優先} & \\ \text{株式調整後} & \text{株式調整前} & \\ \text{請求価額} & \text{請求価額} & \times \frac{\text{株式併合前発行済株式数}}{\text{株式併合後発行済株式数}} \end{array}$$

5. 株式の無償割当てを行うときは、次式によってB種優先株式請求価額を調整する

$$\begin{array}{ccc} \text{B種優先} & \text{B種優先} & \\ \text{株式調整後} & \text{株式調整前} & \\ \text{請求価額} & \text{請求価額} & \times \frac{\text{株式無償割当て前発行済株式数}}{\text{株式無償割当て後発行済株式数}} \end{array}$$

6. 調整前のB種優先株式請求価額を下回る金額をもって当社の普通株式を発行又は自己株式を処分する場合、かかる発行又は処分における1株当たりの普通株式払込金額又は処分価額をもって調整後のB種優先株式請求価額とする。なお、調整後のB種優先株式請求価額は、払込期日もしくは出資の履行をした日以降、又は株主割当日がある場合は、その日以降これを適用する。
7. 調整前のB種優先株式請求価額を下回る価額をもって当社が取得するのと引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる株式を発行する場合、かかる株式の払込期日（但し、払込期日がない場合は発行日）に、当該株式の普通株式交付請求価額をもって調整後のA種優先株式請求価額とする。調整後のA種優先株式請求価額は、払込期日（但し、払込期日がない場合は発行日）以降これを適用する。
8. 新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使により発行される普通株式1株当りの発行価額（会社法第236条1項第3号及び会社法238条第1項第3号の金額の合計。以下同じ。）が調整前のB種優先株式請求価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合、かかる新株予約権の割当日に、発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、かかる交付される普通株式1株あたりの払込金額を、調整後のB種優先株式請求価額とする。調整後のB種優先株式請求価額は、新株予約権の割当日以降これを適用する。
9. 上記各項に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、当社はB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後のB種優先株式請求価額、適用の日およびその他必要な事項を通知した上、上記各項に準じてB種優先株式請求価額の調整を適切に行うものとする。
 - (i) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、又は資本減少のためにB種優先株式請求価額の調整を必要とするとき。
 - (ii) 前(i)号のほか、当社の発行済普通株式数（但し、当社が保有する当社の普通株式数を除く。）の変更または変更の可能性を生じさせる自由の発生によってB種優先株式請求価額の調整を必要とするとき。
 - (iii) 第7項に定める株式の取得請求可能期間が終了したとき。但し、当該株式全てが取得請求された場合を除く。
 - (iv) 第8項に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。但し、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。
10. B種優先株式の取得請求権の行使により交付すべき当社の普通株式の株式数は、B種優先株主が取得請求権の行使のために提出したB種優先株式の発行価額（但し、B種優先株式につき株式分割、株式併合、株式無償割当て又は

これに類する事由があった場合には適切に調整される。)の総額を、B種優先株式請求価額で除した数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

11. B種優先株式請求価額の調整に際して計算が必要な場合には、円位未満の少数第2位まで算出し、少数第2位を四捨五入する。

取得条項

1. 当社はB種優先株式の最初の発行の日以降、次のいずれかの事由が生じた場合には、取締役会で定める日をもって、B種優先株式の全部を一切取得することができる。
 - (i) B種優先株式数の過半数を有するB種優先株主の書面による請求があったとき。
 - (ii) 取締役会が、証券取引所に普通株式を上場するために、その申請を行うことを決議したとき。
2. 前項の場合、B種優先株式の取得と引き換えにB種優先株主に対して交付すべき普通株式数は、上記B種優先株式の取得請求権に関する条項の第10項に準じて計算されるものとする。

(注) 3

C種優先株式

C種優先株主総会の決議事項

1. C種優先株主は、C種優先株主が決議すべき当社の株主総会において、その保有するC種優先株式1株につき1個の議決権を有する。
2. 以下の各号に定める行為を行う場合には、あらかじめ種類株主総会における議決権の過半数の同意を得ることを要する。
 - (i) 定款の変更
 - (ii) 新株、新株予約権、新株予約権付社債及び社債の発行
 - (iii) 合併、株式交換、株式移転、分社分割、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又は事業の譲受
 - (iv) 資本減少又は解散
 - (v) 各事業年度における剰余金の配当に係る議案の承認
 - (vi) 自己株式の取得
 - (vii) 役員を選任及び解任
 - (viii) 役員報酬等に係る議案の承認
 - (ix) C種優先株式と同一の権利又はC種株式に優先する権利をB種優先株式以外の株式に与えること

優先配当

1. 当社は毎事業年度末日現在のA種優先株主またはA種優先登録株式質権者、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者、およびC種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、次のとおり剰余金をいずれも同一の順位で配当する。
 - (i) A種優先株式に対しては、1株あたり年1万円
 - (ii) B種優先株式に対しては、1株あたり年1万円
 - (iii) C種優先株式に対しては、1株あたり年1万円
2. ある事業年度においてはA種優先株主またはA種優先登録株式質権者、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者、およびC種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対して行う剰余金の配当の額が優先配当の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
3. 優先配当に加え、更に配当を行う場合には、普通株主または普通登録株式質権者、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者、およびC種優先株主またはC

種優先登録株式質権者に対して、同順位にて配当する。この場合、優先配当に加え普通株式1株につき支払う配当にその時点における普通株式の交付比率に乗じた額の配当金を支払う。

残余財産の分配

1. 当会社の残余財産を分配するときは、C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者、A種優先株無視またはA種優先登録株式質権者、およびB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につきC種優先株式払込金に相当する金額（但し、C種優先株式につき、株式併合、株式分割、株式無償割当て、またはこれに類する事由があったときは、適切に調整される。）を支払う。
2. 前項による分配および上記B種優先株式の残余財産分配に関する条項の第1項による分配、およびA種優先株式の残余財産の分配に関する条項の第1項による分配の後なお残余財産がある場合には、普通株主、A種優先株主、B種優先株主、およびC種優先株主に対し同順位にて分配する。この場合、C種優先株主に対しては前項の分配額に加え、C種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産を分配する。

取得請求権

1. C種優先株主は、平成20年10月30日以降随時、当社がC種優先株式を取得するのと引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる。
2. 前項において交付する普通株式の当初の価額（以下、「C種優先株式請求価額」という）は、C種優先株式1株につき金25万円とする。
3. 株式分割を行うときは、次式によってC種優先株式請求価額を調整する。

$$\begin{array}{ccc} \text{C種優先} & \text{C種優先} & \\ \text{株式調整後} & \text{株式調整前} & \\ \text{請求価額} & \text{請求価額} & \times \frac{\text{株式分割前発行済株式数}}{\text{株式分割後発行済株式数}} \end{array}$$

4. 株式併合を行うときは、次式によってC種優先株式請求価額を調整する。

$$\begin{array}{ccc} \text{C種優先} & \text{C種優先} & \\ \text{株式調整後} & \text{株式調整前} & \\ \text{請求価額} & \text{請求価額} & \times \frac{\text{株式併合前発行済株式数}}{\text{株式併合後発行済株式数}} \end{array}$$

5. 株式の無償割当てを行うときは、次式によってC種優先株式請求価額を調整する

$$\begin{array}{ccc} \text{C種優先} & \text{C種優先} & \\ \text{株式調整後} & \text{株式調整前} & \\ \text{請求価額} & \text{請求価額} & \times \frac{\text{株式無償割当て前発行済株式数}}{\text{株式無償割当て後発行済株式数}} \end{array}$$

6. 調整前のC種優先株式請求価額を下回る金額をもって当社の普通株式を発行又は自己株式を処分する場合、かかる発行又は処分における1株当たりの普通株式払込金額又は処分価額をもって調整後のC種優先株式請求価額とする。なお、調整後のC種優先株式請求価額は、払込期日もしくは出資の履行をした日以降、又は株主割当日がある場合は、その日以降これを適用する。
7. 調整前のC種優先株式請求価額を下回る価額をもって当社が取得するのと引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる株式を発行する場合、かかる株式の払込期日（但し、払込期日がない場合は発行日）に、当該株式の普通株式交付請求価額をもって調整後のA種優先株式請求価額とする。調整後のA種優先株式請求価額は、払込期日（但し、払込期日がない場合は発行日）以降これを適用する。
8. 新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額（会社法第236条1項第3号及び会社法238条第1項第3号の金額の合計。以下同じ。）が調整前のC種優先株式請求価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合、かかる新株予約権の割当日に、発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、かかる交付される普通株式1株あたりの払込金額を、調整後のC種優先株式請求価額とする。調整後のC種優先株式請求価額は、新株予約権の割当日以降これを適用する。
9. 上記各項に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、当社はC種優先株主またはC種優先登録株式質

権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後のC種優先株式請求価額、適用の日およびその他必要な事項を通知した上、上記各項に準じてC種優先株式請求価額の調整を適切に行うものとする。

- (i) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、又は資本減少のためにC種優先株式請求価額の調整を必要とするとき。
 - (ii) 前(i)号のほか、当会社の発行済普通株式数(但し、当社が保有する当会社の普通株式数を除く。)の変更または変更の可能性を生じさせる自由の発生によってC種優先株式請求価額の調整を必要とするとき。
 - (iii) 第7項に定める株式の取得請求可能期間が終了したとき。但し、当該株式全てが取得請求された場合を除く。
 - (iv) 第8項に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。但し、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。
10. C種優先株式の取得請求権の行使により交付すべき当会社の普通株式の株式数は、C種優先株主が取得請求権の行使のために提出したC種優先株式の発行価額(但し、C種優先株式につき株式分割、株式併合、株式無償割当て又はこれに類する事由があった場合には適切に調整される。)の総額を、C種優先株式請求価額で除した数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。
11. C種優先株式請求価額の調整に際して計算が必要な場合には、円位未満の少数第2位まで算出し、少数第2位を四捨五入する。

取得条項

1. 当社はC種優先株式の最初の発行の日以降、次のいずれかの事由が生じた場合には、取締役会で定める日をもって、C種優先株式の全部を一切取得することができる。
- (i) C種優先株式数の過半数を有するC種優先株主の書面による請求があったとき。
 - (ii) 取締役会が、証券取引所に普通株式を上場するために、その申請を行うことを決議したとき。
2. 前項の場合、C種優先株式の取得と引き換えにC種優先株主に対して交付すべき普通株式数は、上記C種優先株式の取得請求権に関する条項の第10項に準じて計算されるものとする。

(注) 4

平成27年6月25日をもって、取得請求権付種類株式であるA種優先株式250株、B種優先株式130株及びC種優先株式40株の全株式が普通株式へ転換され、これにより当社の発行済株式は普通株式のみとなり、発行済株式総数残高は、2,207株となっております。

(注) 5

平成27年7月25日、第三者割当増資により、発行済株式総数は135株増加し2,342株となっております。

(注) 6

平成27年7月13日開催の取締役会決議により、平成27年8月1日付けで株式分割に伴う定款変更が行われ、発行済株式総数は231,858株増加し234,200株、発行可能株式総数は873,972株増加し882,800株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① (第1回新株予約権)

平成22年8月27日の取締役会決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

区 分	最近事業年度末現在 (平成27年3月31日)	公表日の前月末現在 (平成27年7月31日)
新株予約権の数(個)	55	55
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	55 (注) 1	55 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	300,000 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成24年8月30日から 平成29年8月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 300,000 資本組入額 150,000	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権発行時において当社の取締役、従業員であったものは、新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社または関係会社の取締役、従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社取締役会が認めた場合はこの限りではない。 ②新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 ③新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当社との間で良好に関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数および行使の時期について当社取締役会の承認を要するものとする。 ④その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

② (第2回新株予約権)

平成26年12月5日の取締役会決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

区 分	最近事業年度末現在 (平成27年3月31日)	公表日の前月末現在 (平成27年7月31日)
新株予約権の数(個)	1,500	1,500
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,500 (注) 1	1,500 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	300,000 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成28年12月6日から 平成31年12月5日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 300,000 資本組入額 150,000	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権発行時において当社の取締役、従業員であったものは、新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社または関係会社の取締役、従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社取締役会が認めた場合はこの限りではない。 ②新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 ③新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当社との間で良好に関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数および行使の時期について当社取締役会の承認を要するものとする。 ④その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

③ (第3回新株予約権)

平成27年6月25日の取締役会決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

区 分	最近事業年度末現在 (平成27年3月31日)	公表日の前月末現在 (平成27年7月31日)
新株予約権の数(個)	—	2,500
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	2,500 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	300,000 (注) 2
新株予約権の行使期間	—	平成29年6月26日から 平成37年6月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	—	発行価格 300,000 資本組入額 150,000
新株予約権の行使の条件	—	①新株予約権発行時において当社の取締役、従業員であったものは、新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社または関係会社の取締役、従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社取締役会が認めた場合はこの限りではない。 ②新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 ③新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当社との間で良好に関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数および行使の時期について当社取締役会の承認を要するものとする。 ④その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	—	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年8月31日 (注) 1	20	1,438	3,000	33,000	3,000	3,000
平成26年3月31日 (注) 2	456	1,894	68,400	101,400	68,400	71,400
平成26年11月28日 (注) 3	200	2,094	30,000	131,400	30,000	101,400
平成26年11月28日 (注) 4	50	2,144	5,000	136,400	5,000	106,400
平成26年12月15日 (注) 5	33	2,177	4,950	141,350	4,950	111,350
平成27年3月28日 (注) 6	30	2,207	4,500	145,850	4,500	115,850
平成27年7月25日 (注) 7	135	2,342	20,250	166,100	20,250	136,100

(注) 1. 有償第三者割当 普通株式 20株

発行価格 300,000円

資本組入額 150,000円

主な割当先 株式会社STYLEY、他個人6名

2. 有償第三者割当 普通株式 456株

発行価格 300,000円

資本組入額 150,000円

主な割当先 株式会社ギコウ、株式会社アソインターナショナル、他7社、個人20名

3. 有償第三者割当 普通株式 200株

発行価格 300,000円

資本組入額 150,000円

主な割当先 柳下技研株式会社

4. 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を株式に転換 普通株式 50株

発行価格 200,000円

資本組入額 100,000円

主な割当先 とくしま市場創造1号投資事業有限責任組合

5. 有償第三者割当 普通株式 33株

発行価格 300,000円

資本組入額 150,000円

主な割当先 当社取締役1名及び当社従業員13名、他個人2名

6. 有償第三者割当 普通株式 30株

発行価格 300,000円

資本組入額 150,000円

主な割当先 株式会社テンシーラボ、株式会社ネオックス、株式会社アソインターナショナル、個人1名

7. 有償第三者割当 普通株式 135株

発行価格 300,000円

資本組入額 150,000円

主な割当先 個人4名

8. 平成27年7月13日の取締役会決議に基づき、平成27年8月1日付けで、普通株式1株を100株に分割しております。

(6) 【所有者別状況】

平成27年7月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	19	—	—	65	84	—
所有株式数(単元)	—	—	—	1,510	—	—	832	2,342	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	64.47	—	—	35.53	100	—

(7) 【大株主の状況】

「第三部【株式公開情報】第3【株主の状況】」に記載のとおりです。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成27年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,342	普通株式 2,342	「1. 株式等の状況(1)株式の総数等」に記載のとおりであります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,342	—	—
総株主の議決権	—	2,342	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。

会社法第240条の規定に基づき、発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 第1回新株予約権

平成22年8月27日の取締役会にて決議されたストック・オプションは、次のとおりであります。

決議年月日	平成22年8月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 【新株予約権等の状況】に記載のとおりであります。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

② 第2回新株予約権

平成26年12月5日の取締役会にて決議されたストック・オプションは、次のとおりであります。

決議年月日	平成26年12月5日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 【新株予約権等の状況】に記載のとおりであります。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

③ 第3回新株予約権

平成27年6月25日の取締役会にて決議されたストック・オプションは、次のとおりであります。

決議年月日	平成27年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 【新株予約権等の状況】に記載のとおりであります。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

2 【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題として認識しておりますが、過去から繰越利益剰余金が欠損であることから、当事業年度末において、会社法の規定上、配当可能な財政状態にありません。当面は、今後の成長に向けた設備投資を機動的に行うため、また経営基盤の安定化を図るため内部留保を優先することを基本方針とし、内部留保資金につきましては、今後の事業拡大に活用していく所存であります。

4 【株価の推移】

当社株式は、非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員 の 状 況】

男性 5 名 女性 1 名 (役員のうち女性の比率16.6%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	島 文男	昭和28年1月6日	昭和50年1月 平成8年6月 平成8年6月 平成15年4月	小松島歯研を個人創業 (現株式会社シケン) 株式会社デンタス設立 代表取締役に就任(現任) 株式会社シケン代表取締役 退任	(注) 3	(注) 5	341 (普通 株式)
専務取締役		田中明美	昭和33年8月13日	平成4年7月 平成16年3月 平成17年2月 平成17年6月 平成23年6月 平成26年6月	株式会社シケン入社 株式会社シケン退職 当社入社 当社取締役就任 当社専務取締役就任 当社専務取締役就任(現任)	(注) 3	(注) 5	20 (普通 株式)
取締役 (注) 1		金沢 崇	昭和45年1月15日	平成20年10月 平成21年1月 平成21年6月 平成21年6月	株式会社日本合同ファイナ ンス(現:ジャフコ)入社 株式会社ジャフコ退社 株式会社日本テクノロジー ベンチャーパートナーズ入 社(現任) 当社社外取締役就任(現任)	(注) 3	—	0
取締役 (注) 1		松本卓也	昭和46年3月8日	平成19年3月 平成23年10月 平成26年5月 平成26年6月	大阪大学大学院歯学研究所 講師 岡山大学大学院医歯薬学 総合研究所教授(現任) 当社と兼業を承認(岡山大 学) 当社取締役就任(現任)	(注) 3	(注) 5	0
社外監査役 (注) 2		工藤誠介	昭和39年1月13日	昭和63年10月 平成5年9月 平成6年5月 平成8年7月 平成14年5月 平成19年6月 平成22年8月	太田昭和監査法人入所 太田昭和監査法人退所 ひまわり会計事務所開設 当社監査役就任 税理士法人ひまわり会計事 務所に組織変更 当社監査役退任。当社取締 役就任 当社取締役退任。当社監査 役就任(現任)	(注) 4	(注) 5	10 (普通 株式)
監査役 (常勤)		福井 巧	昭和23年5月16日	昭和46年4月 平成25年6月 平成26年11月 平成26年12月	徳島相互銀行入行 (現株式会社徳島銀行) 徳島銀行定年退職 当社入社 当社監査役就任(現任)	(注) 4	(注) 5	0
計								373

- (注) 1. 取締役金沢崇氏、松本卓也氏は、会社法第2条15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役工藤誠介は、会社法第2条16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成29年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成31年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 平成27年3月期における株式会社デンタスの役員報酬の総額については、「6【コーポレート・ガバナンスの状況等】(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】⑤役員報酬の内容」に記載のとおりであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社及び当社グループは、企業価値の最大化を図るためには、経営の健全性、透明性及び客観性を高めることが重要と考えております。コーポレート・ガバナンスの強化は経営の最も重要な課題の一つと認識しており、積極的に取り組んでおります。

①会社の機関の内容および内部統制システムの整備の状況等

1) 取締役会

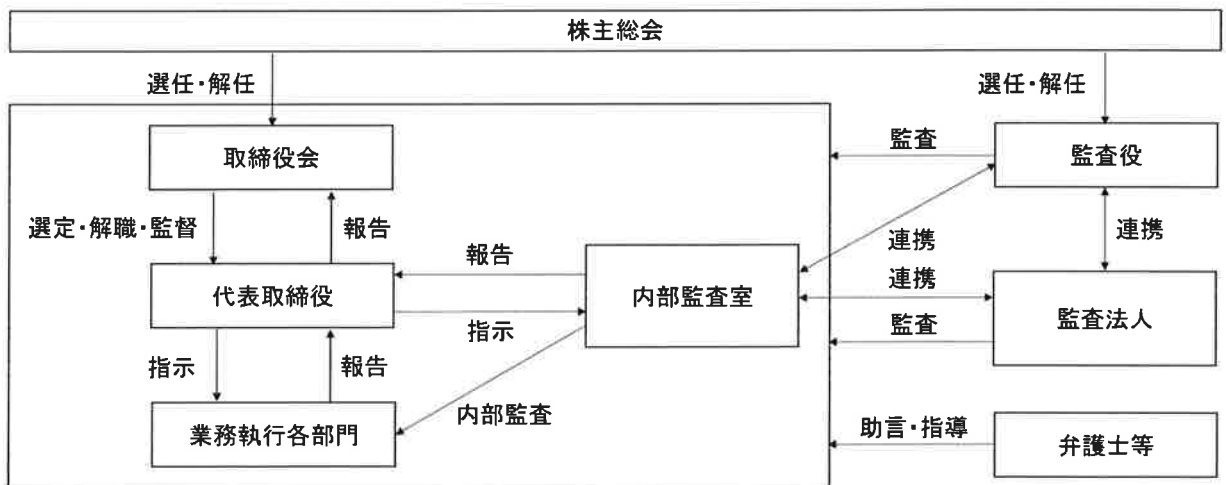
取締役会は取締役4名（内社外取締役2名）で構成されており、経営方針、業務の意思決定及び取締役間の相互牽制による業務執行の監督を行う機関と位置づけ、運営されております。原則として毎月1回開催される他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営判断の迅速化を図っております。また、監査役が取締役会に出席し適宜意見を述べることで、経営に対する適正な牽制機能が果たされております。

2) 監査役

当社は監査役制度を採用しております。監査役は取締役会やその他営業会議等に参加し、取締役の業務執行を監督すると共に、リスク管理・コンプライアンスを監視できる体制をとっております。また、代表取締役と定期的に会合を持ち、問題点を報告しております。監査法人とは意見交換を行い、監査の方法や結果について定期的に報告を受けております。

3) 当社の経営上の意思決定、業務執行、監査及び内部統制の仕組みは、次のとおりであります。

コーポレート・ガバナンス及び内部統制体制の概略図



4) 内部統制システムの整備状況

当社は、業務分掌規程及び職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

上記に加えて当社では、企業が継続的に発展していくためには、すべての取締役・使用人が法令順守のもと、公正で高い倫理観をもって行動することが必要不可欠であるとの観点からコンプライアンス規程を定め、啓蒙活動を行っております。

5) 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査に関しては、内部監査担当者1名（内部監査室）が、内部監査規程及び内部監査計画書等に基づき、

各部門の業務に対する監査を実施しております。監査結果は、代表取締役及び被監査部門に報告されるとともに、必要に応じて被監査部門に対して改善指示を行い、改善状況を継続的に確認することとしております。

また、監査役は、内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会への出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることとしております。

6) 会計監査の状況

当事業年度において財務諸表監査業務を執行した公認会計士は次のとおりであります。

監査法人名	公認会計士の氏名等	
仰星監査法人	代表社員 業務執行社員	高田 篤
	業務執行社員	田邊 太郎

注) 継続監査年数は、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 3名 その他 2名

②リスク管理体制の整備状況

当社は、想定される事業上のリスクを最小限に留めるべく、社内規程及び各種マニュアル等に沿った業務を遂行することで、社内におけるチェック・牽制機能を働かせております。また当社では、ホワイト&ケース法律事務所、ホワイト&ケース外国法事務所（外国法共同事業）と顧問契約を締結し、重要な法律問題について適宜専門家のアドバイスを受け、法的リスクの軽減に努めております。

③社外監査役との関係

当社では、社外監査役1名を選任しておりますが、当社との人的関係・資金的関係・取引関係又はその他利害関係は一切ありません。

④取締役及び監査役の定数

当社の取締役は10名以内、監査役は3名以内とする旨を定款に定めております。

⑤役員報酬の内容

平成27年3月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は、以下のとおりであります。

取締役の年間報酬額	32,530千円
監査役の年間報酬額	800千円
社外役員の年間報酬額	1,440千円

⑥ 取締役選任の決議要件

取締役の選任決議に関しては、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑦ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とし、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う旨を定款に定めております。

⑧ 取締役及び監査役の責任免除

当社では、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑨ 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法423条第1項の損害賠償責任について、法令の定める要件について該当する場合には、賠償責任を法令で定める最低責任限度額に限定する契約を定めることができる旨を定款で定めております。

⑩ 株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
該当事項はありません。

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
該当事項はありません。

ハ. 保有目的が純投資目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
該当事項はありません。

⑪ 利益相反取引について

当社は、当社と当社取締役との間で利益相反のおそれがある取引を行なう場合、取引内容及び条件の妥当性について当該取締役を除く取締役会で決議することにより、取引の公平性を確保しております。

⑫ 支配株主との取引について

当社は、支配株主等との取引については、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針とし、取引内容及び条件の妥当性について、取締役会等の社内意思決定機関において審議の上決定し、会社及び少数株主を害することのないよう適切に対応しております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区 分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
発行者	8,000	—
連結子会社	—	—
計	8,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、特に定めておりませんが、当社の事業規模の観点から合理的監査日数等を総合的に勘案し、監査役の同意を得て決定しております。

7 【関連当事者取引】

「第6【経理の状況】【関連当事者情報】」に記載の通りであります。

第6 【経理の状況】

1. 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。
- (2) 連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、株式会社デントスの当連結会計年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の連結財務諸表について、仰星監査法人の監査を受けております。

【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※1 20,315	※1 9,637
売掛金	79,700	100,678
商品及び製品	13,198	13,465
仕掛品	538	815
原材料及び貯蔵品	4,122	10,155
前渡金	10,180	3,212
その他	8,711	12,039
貸倒引当金	△4,360	△7,923
流動資産合計	132,406	142,080
固定資産		
有形固定資産		
建物	22,775	※1 39,977
減価償却累計額	※2 17,226	※2 18,228
建物(純額)	5,548	21,749
機械装置及び運搬具	37,285	120,374
減価償却累計額	※2 34,616	※2 49,501
機械装置及び運搬具(純額)	2,669	70,872
工具、器具及び備品	56,959	50,591
減価償却累計額	※2 36,996	※2 39,560
工具、器具及び備品(純額)	19,963	11,031
リース資産	2,438	10,166
減価償却累計額	2,378	3,786
リース資産(純額)	60	6,379
土地	—	※1 15,500
有形固定資産合計	28,240	125,533
無形固定資産		
ソフトウェア	53	1,869
その他	5,608	4,022
無形固定資産合計	5,661	5,892
投資その他の資産		
長期貸付金	20,399	19,499
破産更生債権等	18,047	4,676
その他	1,752	7,795
貸倒引当金	△38,442	△24,176
投資その他の資産合計	1,757	7,795
固定資産合計	35,659	139,220
資産合計	168,065	281,301

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	78,427	79,699
短期借入金	30,900	200
リース債務	75	1,603
一年内償還予定の社債	9,000	—
一年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	10,000	—
一年内返済予定の長期借入金	※1 7,409	※1 25,965
未払金	51,705	49,136
未払法人税等	2,464	1,473
未払消費税等	2,359	4,669
前受金	17,797	162
その他	7,973	5,286
流動負債合計	218,114	168,195
固定負債		
社債	3,000	2,000
長期借入金	※1 21,342	※1 98,371
リース債務	—	5,080
資産除去債務	2,907	2,302
繰延税金負債	279	111
その他	—	8,466
固定負債合計	27,529	116,332
負債合計	245,644	284,527

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	101,400	145,850
資本剰余金	71,400	115,850
利益剰余金	△249,762	△260,090
株主資本合計	△76,962	1,609
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	△615	△4,836
その他の包括利益累計額合計	△615	△4,836
純資産合計	△77,578	△3,226
負債純資産合計	168,065	281,301

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
売上高	549,449	823,001
売上原価	430,046	※2 606,864
売上総利益	119,402	216,136
販売費及び一般管理費	※1 157,191	※1.2 266,487
営業損失(△)	△37,788	△50,350
営業外収益		
受取利息	1	455
受取配当金	0	0
会費収入	3,905	3,225
為替差益	104	3,514
補助金収入	—	29,970
その他	4,033	8,341
営業外収益合計	8,045	45,508
営業外費用		
支払利息	3,622	3,412
為替差損	400	—
その他	2,368	648
営業外費用合計	6,392	4,061
経常損失(△)	△36,134	△8,903
特別利益		
固定資産売却益	—	※3 14
損害賠償金収入	235	—
債務免除益	11,382	—
特別利益合計	11,617	14
特別損失		
固定資産除却損	※4 60	※4 334
特別損失合計	60	334
税金等調整前当期純損失(△)	△24,578	△9,223
法人税、住民税及び事業税	1,228	1,271
法人税等調整額	△215	△167
法人税等合計	1,013	1,103
少数株主損益調整前当期純損失(△)	△25,591	△10,327
少数株主損失(△)	△1,000	—
当期純損失(△)	△24,591	△10,327

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	自	平成25年4月1日	自	平成26年4月1日
	至	平成26年3月31日)	至	平成27年3月31日)
少数株主損益調整前当期純損失 (△)		△25,591		△10,327
その他の包括利益				
為替換算調整勘定		△14		△4,221
その他の包括利益合計		※ △14		※ △4,221
包括利益		△25,605		△14,548
(内訳)				
親会社株主に係る包括利益		△24,605		△14,548
少数株主に係る包括利益		△1,000		—

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	30,000	—	△225,171	△195,171
当期変動額				
新株の発行	71,400	71,400		142,800
当期純損失（△）			△24,591	△24,591
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	71,400	71,400	△24,591	118,209
当期末残高	101,400	71,400	△249,762	△76,962

	その他の包括利益累計額		純資産額合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△601	△601	△195,772
当期変動額			
新株の発行			142,800
当期純損失（△）			△24,591
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△14	△14	△14
当期変動額合計	△14	△14	118,194
当期末残高	△615	△615	△77,578

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	101,400	71,400	△249,762	△76,962
当期変動額				
新株の発行	44,450	44,450		88,900
当期純損失（△）			△10,327	△10,327
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）				
当期変動額合計	44,450	44,450	△10,327	78,573
当期末残高	145,850	115,850	△260,090	1,609

	その他の包括利益累計額		純資産額合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	△615	△615	△77,578
当期変動額			
新株の発行			88,900
当期純損失（△）			△10,327
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	△4,221	△4,221	△4,221
当期変動額合計	△4,221	△4,221	74,351
当期末残高	△4,836	△4,836	△3,226

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失 (△)	△24,578	△9,223
減価償却費	13,061	27,312
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△877	△10,703
受取利息及び受取配当金	△2	△456
支払利息	3,622	3,412
債権免除益	△11,382	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△28,052	△8,606
たな卸資産の増減額 (△は増加)	9,727	△6,577
仕入債務の増減額 (△は減少)	7,265	1,271
その他	△4,821	△6,859
小計	△36,035	△10,429
利息及び配当金の受取額	2	455
利息の支払額	△3,622	△4,406
法人税等の支払額	△170	△3,664
営業活動によるキャッシュ・フロー	△39,826	△18,044
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△14,708	△116,760
無形固定資産の取得による支出	—	△2,002
営業権の取得による支出	△6,500	—
その他	△565	△5,843
投資活動によるキャッシュ・フロー	△21,774	△124,605
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額	25,700	△33,377
長期借入れによる収入	10,000	110,872
長期借入金の返済による支出	△9,201	△18,840
社債の償還による支出	△3,000	△4,000
新株式発行による収入	51,441	74,100
連結子会社設立に伴う少数株主からの払込による収入	1,000	—
その他	—	164
財務活動によるキャッシュ・フロー	75,939	128,918
現金及び現金同等物に係る換算差額	6	53
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	14,345	△13,678
現金及び現金同等物の期首残高	5,321	19,667
現金及び現金同等物の期末残高	※1 19,667	※1 5,989

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

Cebu Dentas International, Inc.

F・ソリューションズ株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社はないため、持分法の適用はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社であるCebu Dentas International, Inc.の決算日は9月30日であり、F・ソリューションズ株式会社の決算日は10月31日であります。

連結財務諸表の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～26年
機械装置及び運搬具	2年～7年
工具、器具及び備品	5年～8年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）で均等償却を行っております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資効果の発現する期間を合理的に見積り、その見積期間に応じて均等償却しております。ただし、金額的に重要性がないものについては発生時に一括償却しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
現金及び預金	647千円	3,648千円
建物	—	20,084千円
土地	—	15,500千円
計	647千円	39,233千円

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
一年内返済予定の長期借入金	1,736千円	18,300千円
長期借入金	5,018千円	80,287千円
計	6,754千円	98,587千円

※2 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
役員報酬	19,555千円	41,634千円
給与手当	37,132千円	72,277千円
貸倒引当金繰入額	7,058千円	7,344千円

※2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
	—	6,364千円

※3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
工具、器具及び備品	—	14千円
計	—	14千円

※4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
建物	—	334千円
機械装置	47千円	—
工具、器具及び備品	13千円	—
計	60千円	334千円

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
為替換算調整勘定		
当期発生額	△14千円	△4,221千円
為替換算調整勘定	△14千円	△4,221千円
その他の包括利益合計	△14千円	△4,221千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	998	476	—	1,474
A種優先株式	250	—	—	250
B種優先株式	130	—	—	130
C種優先株式	40	—	—	40
合計	1,418	476	—	1,894

(変動事由の概要)

第三者割当増資による増加 476株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数 (株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社	第1回転換社債型 新株予約権付社債 の新株予約権 (平成21年11月30 日発行)	普通株式	50	—	—	50	(注2)
合計			50	—	—	50	—

(注) 1 第1回転換社債型新株予約権付社債の目的となる株式の数は、転換社債型新株予約権付社債の残高を新株予約権の行使価額(転換価額)で除して得られた数を記載しております。

2 転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	1,474	313	—	1,787
A種優先株式	250	—	—	250
B種優先株式	130	—	—	130
C種優先株式	40	—	—	40
合計	1,894	313	—	2,207

(変動の事由の概要)

第三者割当増資による増加 263株

転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の権利行使による増加 50株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数（株）				当連結会計年 度末残高（千 円）
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社	第1回転換社債型 新株予約権付社債 の新株予約権 (平成21年11月30 日発行)	普通株式	50	—	50	—	(注2)
合計			50	—	50	—	—

(注) 1 第1回転換社債型新株予約権付社債の目的となる株式の数は、転換社債型新株予約権付社債の残高を新株予約権の行使価額（転換価額）で除して得られた数を記載しております。

2 転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

(変動事由の概要)

転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の権利行使による減少 50株

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
現金及び預金	20,315	9,637
預入期間が3か月を超える定期預金	△647	△3,648
現金及び現金同等物	19,667	5,989

2 重要な非資金取引の内容

(1) 当社への債権を目的財産とする現物出資（デット・エクイティ・スワップ）を含む新株発行を行っており、増加額及び減少額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
資本金の増加額	45,679千円	2,400千円
資本準備金の増加額	45,679千円	2,400千円
社債の減少額	54,100千円	—千円
短期借入金の減少額	15,000千円	4,800千円
長期借入金の減少額	2,000千円	—千円
買掛金の減少額	6,000千円	—千円
未払金の減少額	1,473千円	—千円
前受金の減少額	1,785千円	—千円
その他	11,000千円	—千円

(2) 新株予約権の行使

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
新株予約権の行使による 資本金増加額	—千円	5,000千円
新株予約権の行使による 資本準備金増加額	—千円	5,000千円
新株予約権の行使による 新株予約権付社債減少額	—千円	10,000千円

(3) 債務免除によるものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
その他（役員借入金）の減少額	7,500千円	—
社債の減少額	2,000千円	—
長期借入金の減少額	1,000千円	—
前受金の減少額	882千円	—

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

有形固定資産

車両運搬具であります。

②リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
1年内	678	1,473
1年超	2,160	4,280
合計	2,838	5,753

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、主に銀行等金融機関からの借入により資金調達しております。なお、デリバティブ等の投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は1年以内の支払期日であります。社債及び借入金については、主に営業取引に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である売掛金については、経常的に発生しており、担当者が所定の手続きに従い、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主要取引先の信用状況をモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

借入金等については、各金融機関の借入金利の一覧表を作成し、金利状況をモニタリングしております。営業債務及び借入金は、資金計画表を作成する等の方法により資金管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

買掛金及び未払金については、月次単位で資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

前連結会計年度（平成26年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	20,315	20,315	-
(2) 売掛金	79,700		
貸倒引当金（※1）	△ 4,360		
	75,340	75,340	-
(3) 長期貸付金	20,399		
貸倒引当金（※2）	△ 20,399		
	-	-	-
(4) 破産更生債権等	18,047		
貸倒引当金（※3）	△ 18,042		
	4	4	-
資産計	95,660	95,660	-
(1) 買掛金	78,427	78,427	-
(2) 短期借入金	30,900	30,900	-
(3) 未払金	51,705	51,705	-
(4) 未払法人税等	2,464	2,464	-
(5) 社債（1年内償還予定を含む）	12,000	12,121	121
(6) 転換社債型新株予約権付社債 （1年内償還予定を含む）	10,000	10,071	71
(7) 長期借入金（1年内返済予定 を含む）	28,752	29,133	380
(8) リース債務（1年内返済予定 を含む）	75	75	-
負債計	214,250	214,824	573

（※1）売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（※2）長期貸付金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（※3）破産更生債権等に対応する貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度（平成27年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	9,637	9,637	-
(2) 売掛金	100,678		
貸倒引当金（※1）	△7,923		
	92,754	92,754	-
(3) 長期貸付金	19,499		
貸倒引当金（※2）	△19,499		
	-	-	-
(4) 破産更生債権等	4,676		
貸倒引当金（※3）	4,676		
	-	-	-
資産計	102,391	102,391	-
(1) 買掛金	79,699	79,699	-
(2) 短期借入金	200	200	-
(3) 未払金	49,136	49,136	-
(4) 未払法人税等	1,473	1,473	-
(5) 社債（1年内償還予定を含む）	2,000	2,006	6
(6) 転換社債型新株予約権付社債 （1年内償還予定を含む）	-	-	-
(7) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	124,337	123,575	△761
(8) リース債務（1年内返済予定を含む）	6,683	6,310	△373
負債計	271,995	270,873	△1,127

（※1）売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（※2）長期貸付金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（※3）破産更生債権等に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期貸付金、(4) 破産更生債権等

担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から貸倒見積高を控除した金額に近似していると考えられるため、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 社債(1年内償還予定を含む)、(6) 転換社債型新株予約権付社債(1年内償還予定を含む)

社債の時価については、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) 長期借入金(1年内返済予定を含む)、(8) リース債務(1年内返済予定を含む)

これら時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成26年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	20,315	—	—	—
売掛金	79,700	—	—	—
長期貸付金	1,000	4,800	6,000	8,599
合計	101,015	4,800	6,000	8,599

(注) 破産更生債権等18,047千円は償還予定額が見込めないため上記表には含めておりません。

当連結会計年度(平成27年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	9,637	—	—	—
売掛金	100,678	—	—	—
長期貸付金	1,300	4,800	6,000	7,399
合計	111,615	4,800	6,000	7,399

(注) 破産更生債権等4,676千円は償還予定額が見込めないため上記表には含めておりません。

(注3) 短期借入金、社債、転換社債型新株予約権付社債、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（平成26年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	30,900	—	—	—	—	—
社債	9,000	—	3,000	—	—	—
転換社債型新株予約権付社債	10,000	—	—	—	—	—
長期借入金	7,409	6,945	5,905	2,902	2,486	3,103
リース債務	75	—	—	—	—	—
合計	57,385	6,945	8,905	2,902	2,486	3,103

当連結会計年度（平成27年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	200	—	—	—	—	—
社債	—	2,000	—	—	—	—
長期借入金	25,965	24,516	21,922	22,006	8,565	21,361
リース債務	1,603	1,603	1,603	1,603	271	—
合計	27,769	28,119	23,525	23,609	8,836	21,361

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社グループは、デリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

当社グループは、退職給付制度を採用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成22年8月27日	平成26年12月5日
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社取締役1名	当社取締役2名
株式の種類及び付与数 (注) 2	普通株式 55株	普通株式 1,500株
付与日	平成22年8月28日	平成26年12月6日
権利確定条件	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	平成24年8月30日～平成29年8月29日	平成28年12月6日～平成31年12月5日

(注) 1 付与対象者の区分については、割当日現在の区分を記載しております。

2 株式の種類及び付与数については、株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成27年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成22年8月27日	平成26年12月5日
権利確定前 (株)		

前連結会計年度末	—	—
付与	—	1,500
失効	—	—
権利確定	—	1,500
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	67	—
権利確定	—	1,500
権利行使	—	—
失効	12	—
未行使残	55	1,500

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成22年8月27日	平成26年12月5日
権利行使価格(円)	300,000	300,000
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社が未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額

— 円

(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

— 円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
繰延税金資産		
商品評価損	2,101千円	91千円
製品評価損	1,823千円	467千円
材料評価損	392千円	36千円
貸倒引当金	15,141千円	10,352千円
繰越欠損金	82,084千円	47,830千円
その他	4,509千円	3,107千円
繰延税金資産小計	106,053千円	61,884千円
評価性引当額	△106,053千円	△61,884千円
繰延税金資産合計	—千円	—千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	279千円	111千円
繰延税金負債合計	279千円	111千円
繰延税金負債純額	279千円	111千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度及び当連結会計年度において、税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.38%から、平成27年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異について32.83%に、平成28年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.06%となります。この税率変更による連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社及び工場等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得資産の耐用年数等に基づいて見積もり、割引率は国債の利率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
期首残高	2,873千円	2,907千円
時の経過による調整額	34千円	34千円
原状回復義務の免除による減少額	－千円	639千円
期末残高	2,907千円	2,302千円

(貸貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)において当社グループは、歯科技工関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

	歯科技工商品・ 製品販売事業	歯科技工事業	歯科機械販売事業	合計
外部顧客への売上高(千円)	265,834	216,650	66,964	549,449

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

	歯科技工商品・ 製品販売事業	歯科技工事業	歯科機械販売事業	合計
外部顧客への売上高(千円)	317,549	367,563	137,888	823,001

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

当社グループは、歯科技工関連事業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円) (注)1	科目	期末残高 (千円) (注)1
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員	島文男	—	—	当社代表取 締役	(被所有) 直接 18.0 (注)3	Cebu Dentas Interna- tional, Inc. 取締役	—	債務被保証 (注)2	16,277	—	—
								資金 返済 債務 免除	3,716 7,500	その他流動負 債(役員借入 金)	1,777
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社等	株式会社 クエスト (注)4	愛知県半 田市横山 町	70,000	歯科材料の 製造及び販 売	—	—	商品の販売、 製品の製造委 託及び原材料 の供給	商品の販売 (注)5	7,965	売掛金	793
								商品の仕入 (注)5	101,654	買掛金 未払金	30,578 4,336
								原材料の有 償支給 (注)5	37,961	未収入金	4,551

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 当社は、銀行借入に対して債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

3. 当社代表取締役島文男は、当社の議決権を18.0%保有する主要株主であります。

4. 当社代表取締役島文男の近親者が議決権の100%を直接保有しております。

5. 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し価格交渉の上で決定しております。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額(千円) (注)1	科目	期末残高(千円) (注)1
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員	島文男	—	—	当社代表取締役	(被所有)直接15.5 (注)3	Cebu Dentas International, Inc. 取締役	—	債務被保証 (注)2	110,001	—	—
								資金返済	1,777	—	—
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社クエスト (注)4	愛知県半田市横山町	70,000	歯科材料の製造及び販売	—	—	商品の販売、製品の製造委託及び原材料の供給	商品の販売 (注)5	9,086	売掛金	2,107
								商品の仕入 (注)5	110,689	買掛金 未払金 長期未払金	25,299 1,200 1,936
								原材料の有償支給 (注)5	34,834	未収入金	3,771
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社ネオックス (注)4	東京都千代田区神田	10,000	歯科医療機器の販売	—	—	機械の販売	機械の販売 (注)5	39,200		

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 当社は、銀行借入及びリース債務に対して債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
3. 当社代表取締役島文男は、当社の議決権を15.5%保有する主要株主であります。
4. 当社代表取締役島文男の近親者が議決権の100%を直接保有しております。
5. 取引条件及び取引条件の決定方針等
価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し価格交渉の上で決定しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

前連結会計年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事実上の関係				
役員 の近 親者	田中智也 (注) 1	—	—	当社子 社の役員	(被所有) 直接0.1%	—	—	債務被保証 (注) 2	12,342	—	—

(注) 1. 田中智也氏は当社取締役田中明美の長男であります。

2. 連結子会社のF・ソリューションズ株式会社は、銀行借入及びリース債務に対して債務保証を受けております。
なお、保証料の支払いは行っておりません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
1株当たり純資産額	△526.31円	△18.05円
1株当たり当期純損失金額(△)	△243.24円	△65.81円

- (注) 1. 当社は、平成27年8月1日付けで普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額を算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額につきましては、潜在株式は存在するものの、前連結会計年度及び当連結会計年度においては、当社株式が非上場であり期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
1株当たり当期純損失金額		
当期純損失金額(△)(千円)	△24,591	△10,327
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純損失(△)(千円)	△24,591	△10,327
普通株式の期中平均株式数(株)	101,100	156,900
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第1回無担保転換社債型 社株予約権付社債 普通株式 50株 第1回新株予約権 普通株式 67株	第1回新株予約権 普通株式 50株 第2回新株予約権 普通株式 1,500株

(重要な後発事象)

1. 株式分割及び単元株制度の採用について

当社は、平成27年7月13日開催の取締役会の決議に基づき、平成27年8月1日付で、以下のとおり株式分割を行っております。また、同日付をもって単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割及び単元株制度の採用の目的

株式単位当たりの金額の引下げを行うことで株式の流動性を高めることを目的として株式分割を実施するとともに、平成19年11月に全国証券取引所が公表した全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元制度の採用するものであります。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

平成27年7月25日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき100株の割合をもって分割いたしました。

② 株式分割前の発行済株式総数

普通株式 2,342株

③ 今回の株式分割により増加する株式数

普通株式 231,858株

④ 株式分割後の発行済株式総数

普通株式 234,200株

⑤ 株式分割後の発行可能株式総数

普通株式 882,800株

⑥ 株式分割の効力発生日

平成27年8月1日

なお、「(1株当たり情報)」は当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

(3) 単元株制度の採用

① 新設する単元株の数

単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたしました。

② 単元株制度の効力発生日

平成27年8月1日

2. 第三者割当による新株式の発行

当社は、平成27年6月25日開催の取締役会において、第三者割当による新株式発行について決議し、平成27年7月25日に払込が完了しております。

発行株式の内容

(1) 発行株式の種類	普通株式
(2) 発行株式数	135株
(3) 発行価額	1株につき300,000円
(4) 発行価額の総額	40,500,000円
(5) 資本組入額	1株につき150,000円
(6) 払込期日	平成27年7月25日
(7) 割当先及び割当株式数	長江 勇樹 40株
	山田 喜三郎 40株
	福田 典彦 35株
	中澤 彰 20株
(8) 資金用途	運転資金

3. ストックオプション（新株予約権）の発行

当社は、平成27年6月25日開催の取締役会において、ストックオプションとして新株予約権の発行を決議し、同年7月6日付で発行しております。

なお、詳細については、「第5 発行者の状況 1 株式等の状況 (9) ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
(株)デンタス	第1回利付少人数私募債	平成18年7月1日	4,000	—	3	無担保社債	平成26年6月30日
〃	第3回利付少人数私募債	平成20年9月1日	3,000	—	3	〃	平成26年8月31日
〃	第5回利付少人数私募債	平成20年11月1日	2,000	—	3	〃	平成26年10月31日
〃	第6回利付少人数私募債	平成24年1月1日	1,000	1,000	3	〃	平成28年12月31日
〃	第7回利付少人数私募債	平成24年2月1日	1,000	1,000	3	〃	平成29年1月31日
〃	第8回利付少人数私募債	平成24年3月1日	1,000	—	3	〃	平成29年2月28日
〃	第1回無担保転換社債型 新株予約権付社債	平成21年11月30日	10,000	—	3	〃	平成26年11月29日
合計	—	—	22,000	2,000	—	—	—

(注) 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
—	2,000	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	30,900	200	3.0	—
1年以内に返済予定の長期借入金	7,409	25,965	2.7	—
1年以内に返済予定のリース債務	75	1,603	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	21,342	98,371	2.7	平成27年～平成41年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	—	5,080	—	平成27年～平成31年
合計	59,728	131,220	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

3. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	24,516	21,922	22,006	8,565
リース債務	1,603	1,603	1,603	271

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) **【主な資産及び負債の内容】**

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) **【その他】**

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎事業年度末日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部
株主名簿管理人	東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
取次所	東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	該当事項はありません
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部
株主名簿管理人	東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
取次所	東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
買取手数料	無料
公告掲載方法	<p>当社の公告方法は、電子公告としております。</p> <p>ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。</p> <p>当社の公告掲載URLは次のとおりです。</p> <p>http://www.dentas.jp/</p>
株主に対する特典	なし

(注)1 当社株式は、TOKYO PRO Marketへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条1項に規定する振替株式になることから、該当事項はなくなる予定です。

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の発行者との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の発行者との関係等	移動株数(株)	価格(単価) (円)	移動理由
平成26年 11月28日				とくしま市場 創造1号投資 事業有限責任 組合無限責任 組合員 株式会社日本 テクノロジー ベンチャーパ ートナーズ 代表取締役村 口和孝	徳島県徳 島市南常 三島町2 丁目1番 地	特別利害 関係者等 (当社の 大株主上 位10名)	50	10,000,000 (200,000)	第1回無 担保転換 社債型新 株予約権 付社債の 権利行使

(注) 1. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第106条の規定において、当社は、上場日から5年間、新規上場申請日の直前事業年度(上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が決算期の翌日から定時株主総会までの間に当たる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいいます。)の末日(平成27年3月31日)から起算して2年前(平成25年4月1日)から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等(従業員持株会社を除く。以下1.において同じ)が、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等を除き、新株予約権の行使を含む。)を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容についての記録を保存するものとされております。

2. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社

3. 移動価格は、第三者による株価算定に基づき、当事者間の協議の上、決定いたしました。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	株式②	株式③	株式④	株式⑤	株式⑥
発行年月日	平成 25 年 8 月 31 日	平成 26 年 3 月 31 日	平成 26 年 11 月 28 日	平成 26 年 12 月 15 日	平成 27 年 3 月 28 日	平成 27 年 7 月 25 日
種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
発行数	20 株	456 株	200 株	33 株	30 株	135 株
発行価格	300,000 円 (注) 2	300,000 円 (注) 2	300,000 円 (注) 2	300,000 円 (注) 2	300,000 円 (注) 2	300,000 円 (注) 2
資本組入額	150,000 円	150,000 円	150,000 円	150,000 円	150,000 円	150,000 円
発行価額の総額	6,000,000 円	136,800,000 円	60,000,000 円	9,900,000 円	9,000,000 円	40,500,000 円
資本組入額の総額	3,000,000 円	68,400,000 円	30,000,000 円	4,950,000 円	4,500,000 円	20,250,000 円
発行方法	有償第三者割当	有償第三者割当	有償第三者割当	有償第三者割当	有償第三者割当	有償第三者割当
保有期間等に関する確約	(注) 1	(注) 1	(注) 1	(注) 1	(注) 1	(注) 1

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	平成 26 年 12 月 5 日	平成 27 年 6 月 25 日
種類	第 2 回 新株予約権	第 3 回 新株予約権
発行数	1, 500 株	2, 500 株
発行価格	300, 000 円 (注) 3	300, 000 円 (注) 3
資本組入額	150, 000 円	150, 000 円
発行価額の総額	450, 000, 000 円	750, 000, 000 円
資本組入額の総額	225, 000, 000 円	375, 000, 000 円
発行方法	平成 26 年 12 月 5 日開催の取締役会において会社法第 236 条、第 238 条、第 239 条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っております。	平成 27 年 6 月 25 日開催の株主総会において会社法第 236 条、第 238 条、第 239 条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	-	-

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第107条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前から上場日の前日までに、第三者割当による募集株式の割当を行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)、第三者割当による新株予約権の割当てを行っている場合、又は当該新株予約権の行使による株式の交付を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当又は交付を受けた者について、担当J-Adviserに対して以下の各事項について書面により確約を行わせるものとされております。
 - ① 割当又は交付を受けた株式及び新株予約権(以下「割当株式等」という。)について、割当又は交付を受けた日から上場日以後6か月を経過する日(割当株式等の割当又は交付を受けた日以後1年間を経過していない場合には、当該割当又は交付を受けた日から1年間を経過する日)までの継続所有。
 - ② 割当株式等を譲渡する場合はあらかじめ新規上場申請者に書面により通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。
 - ③ その他同取引所が必要と認める事項。
 - (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は新規上場申請者の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成27年3月31日であります。
2. 発行価格は、ディスカウント・キャッシュ・フロー方式を参考として、当事者の協議の上、決定いたしました。
3. 発行価格は、当事者の協議の上、決定いたしました。

2 【取得者の概況】

株式①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及 び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と発行者 との関係
岡川美千代	徳島県徳島市中州町	会社役員	10	3,000,000 (300,000)	-
株式会社STYLEY 代表取締役 門屋健太郎 資本金3,000千円	東京都あきる野市野辺 462-17町田ビル2F	歯科技工所	5	1,500,000 (300,000)	当社の取引先
山田孝二	香川県高松市川島東町	会社役員	1	300,000 (300,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
田中真佐人	徳島県徳島市北矢三町	会社員	1	300,000 (300,000)	当社の従業員
田中智也	徳島県徳島市	会社員	1	300,000 (300,000)	特別利害関係者等 (当社の専務取締役 の長男) 当社の従業員
田中裕也	徳島県吉野川市鴨島町	会社員	1	300,000 (300,000)	特別利害関係者等 (当社の専務取締役 の次男) 当社の従業員
竹本 敬	高知県高知市朝倉本町	会社員	1	300,000 (300,000)	当社の従業員

株式②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及 び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と発行者 との関係
株式会社ギコウ 代表取締役 松本光治 資本金20,000千円	福岡県春日市春日公園 7丁目82番地	歯科技工物の製 造と販売	175	52,500,000 (300,000)	特別利害関係者等 (当社の大株主上位 10名)
株式会社アソイン ターナショナル 代表取締役	東京都中央区銀座2丁 目11番8号第2中央ビル 3F	歯科技工物の製 造と販売	34	10,200,000 (300,000)	特別利害関係者等 (当社の大株主上位 10名)

阿曾敏正 資本金10,000千円					
吉田義雄	徳島県吉野川市山川町	会社役員	33	9,900,000 (300,000)	当社の取引先
有限会社サット・ システムズ代表取 締役猪野真吾 資本金18,000千円	高知県南国市蛸が丘1 丁目1番地1	機械開発と製造	20	6,000,000 (300,000)	当社の取引先
丹野良和	茨城県日立市千石町	会社役員	20	6,000,000 (300,000)	当社の取引先
株式会社マーシュ 代表取締役 沼澤潤子 資本金70,000千円	東京都国分寺市南町1- 4-15	医療法人のMS 法人	16	4,800,000 (300,000)	当社の取引先
有限会社オクヤマ デンタルアート 代表取締役 奥山洋功 資本金3,000千円	山形県天童市北目二丁 目5番29号	歯科技工物の製 造と販売	15	4,500,000 (300,000)	当社の取引先
熊谷啓子	大阪府阪南市	無職	13	3,900,000 (300,000)	-
野々村益子	徳島県徳島市	無職	13	3,900,000 (300,000)	-
堀田長城	徳島県阿南市宝田町	無職	13	3,900,000 (300,000)	-
工藤誠介	徳島県徳島市上八万町	会社役員	10	3,000,000 (300,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
影山義郎	徳島県板野郡上板町	会社役員	7	2,100,000 (300,000)	-
株式会社サプライ 代表取締役 三木孝裕 資本金10,000千円	東京都練馬区中村北2- 18-8-7F	歯科技工物の製 造と販売	7	2,100,000 (300,000)	当社の取引先
富田製薬株式会社 代表取締役 富田純弘 資本金96,000千円	徳島県鳴門市瀬戸町明 神字丸山八拾五番地1	医薬品の製造	6	1,800,000 (300,000)	-

ケン・デンタリックス株式会社 代表取締役 松浦賢治 資本金10,000千円	東京都文京区本郷4-1-11	歯科技工物の製造と販売	6	1,800,000 (300,000)	当社の取引先
浅利謹二	徳島県小松島市立江町	会社役員	6	1,800,000 (300,000)	特別利害関係者 (当社専務取締役の義兄)
松尾敬次	徳島県徳島市東新町	弁護士	6	1,800,000 (300,000)	特別利害関係者等 (当社監査役の父)
田村重雄	徳島県吉野川市鴨島町	会社役員	6	1,800,000 (300,000)	-
福崎秋子	神奈川県相模原市南区	無職	6	1,800,000 (300,000)	-
井上正之	徳島県名西郡石井町	歯科医師	6	1,800,000 (300,000)	当社の取引先
梅平和子	徳島県小松島市立江町	無職	6	1,800,000 (300,000)	-
株式会社テンシーラボ 代表取締役 山本裕司 資本金1,200千円	高知県高知市愛宕町3-12-13	機械開発	6	1,800,000 (300,000)	当社の取引先
亀井正治	徳島県那賀郡那賀町	会社役員	6	1,800,000 (300,000)	当社の取引先
岡川美千代	徳島県徳島市中州町	会社役員	5	1,500,000 (300,000)	-
木内典子	徳島県小松島市中郷町	無職	3	900,000 (300,000)	-
木村 正	東京都大田区	会社役員	3	900,000 (300,000)	当社の取引先
小室栄一郎	千葉県山武郡芝山町	会社役員	3	900,000 (300,000)	当社の取引先
古東省三	徳島県小松島市赤石町	無職	3	900,000 (300,000)	当社の取引先
松尾泰三	徳島県徳島市東船場町	弁護士	3	900,000 (300,000)	特別利害関係者等 (当社監査役の兄)

株式③

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及 び事業の内容等	割当株 数(株)	価格(単価) (円)	取得者と発行者 との関係
柳下技研株式会 社 代表取締役 柳下勇 資本金15,000千 円	埼玉県和光市中央2丁 目1番8号	製造業	200	60,000,000 (300,000)	特別利害関係者等 (当社の大株主上位 10名)

株式④

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及 び事業の内容等	割当株 数(株)	価格(単価) (円)	取得者と発行者 との関係
工藤 政幸	徳島県三好市池田町	歯科医院	13	3,900,000 (300,000)	当社の取引先
阿曾 敏正	東京都港区	アソインターナ ショナル代表取 締役	3	900,000 (300,000)	特別利害関係者等 (当社の大株主上位 10名)
田中智也	徳島県小松島市中田町	会社員	2	600,000 (300,000)	特別利害関係者等 (当社専務取締役の 長男) 当社従業員
佐野昇志	徳島県板野郡松茂町	会社員	2	600,000 (300,000)	当社従業員
向井田弘子	徳島県阿南市那賀川町	会社員	2	600,000 (300,000)	当社従業員
山田孝二	香川県高松市川島東町	会社員	1	300,000 (300,000)	当社従業員
吉本勝彦	徳島県阿波市土成町	会社員	1	300,000 (300,000)	当社従業員
坂東誠治	徳島県板野郡北島町	会社員	1	300,000 (300,000)	当社従業員
藤崎早苗	徳島県小松島市和田島 町	会社員	1	300,000 (300,000)	当社従業員
枇本祐希	徳島県板野郡藍住町	会社員	1	300,000 (300,000)	当社従業員
富永清治	徳島県阿南市羽ノ浦町	会社員	1	300,000 (300,000)	当社従業員

吉田理恵子	徳島県小松島市日開野町	会社員	1	300,000 (300,000)	当社従業員
伊藤麻里子	徳島県徳島市丈六町	会社員	1	300,000 (300,000)	元従業員
篠原優子	徳島県阿南市黒津地町	会社員	1	300,000 (300,000)	当社従業員
谷木隆志	徳島県吉野川市鴨島町	会社員	1	300,000 (300,000)	当社従業員
森 麻愛	徳島県阿南市羽ノ浦町	会社員	1	300,000 (300,000)	元従業員

株式⑤

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内容等	割当株 数(株)	価格(単価) (円)	取得者と発行者 との関係
株式会社テンシー ラボ 資本金1,200千円	高知県高知市愛宕町 3-12-13	歯科技工業	14	4,200,000 (300,000)	当社の取引先
株式会社アソイン ターナショナル 代表取締役 阿曾 敏正 資本金10,000千円	東京都中央区銀座2丁目11 番8号第2中央ビル3F	歯科技工物の 製造と販売	6	1,800,000 (300,000)	特別利害関係者等 (当社の大株主上 位10名)
株式会社ネオック ス 代表取締役島圭吾 資本金10,000千円	東京都千代田区神田佐久間 3-3B 第5東ビル8F	ハラル食品の 販売	5	1,500,000 (300,000)	特別利害関係者等 (当社代表取締役 の次男が代表取締 役である法人)
永井栄一	東京都世田谷区代沢5-4-18 キャスティル代沢301	弁護士	5	1,500,000 (300,000)	当社顧問弁護士

株式⑥

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内 容等	割当株 数(株)	価格(単価) (円)	取得者と発行者 との関係
中澤 彰	神奈川県横浜市泉区	会社役員	20	6,000,000 (300,000)	-
長江勇樹	徳島県板野郡藍住町	会社役員	40	12,000,000 (300,000)	特別利害関係者等 (当社の大株主上 位10名)
山田喜三郎	徳島県徳島市山城町	会社役員	40	12,000,000 (300,000)	特別利害関係者等 (当社の大株主上 位10名)
福田典彦	徳島県徳島市東新町	会社役員	35	10,500,000 (300,000)	特別利害関係者等 (当社の大株主上 位10名)

新株予約権①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内 容等	割当株 数(株)	価格(単価) (円)	取得者と発行者 との関係
島 文男	徳島県小松島市	会社役員	1,200	-	特別利害関係者等 (当社代表取締役)
田中明美	徳島県小松島市	会社役員	300	-	特別利害関係者等 (当社専務取締役)

新株予約権②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内 容等	割当株 数(株)	価格(単価) (円)	取得者と発行者 との関係
島 文男	徳島県小松島市	会社役員	2,500	-	特別利害関係者等 (当社代表取締役)

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

(平成27年8月7日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
島 文男 (注) 1、2	徳島県小松島市	404,100 (370,000)	63.17 (91.25)
とくしま市場創造1号投資事業有限 責任組合 (注) 1	徳島県徳島市南常三島町2丁目1番地	87,000 (-)	13.60 (-)
田中明美 (注) 1、3	徳島県小松島市	37,500 (35,500)	5.86 (8.75)
柳下技研株式会社 (注) 1	埼玉県和光市中央2丁目1番8号	20,000 (-)	3.13 (-)
株式会社ギコウ (注) 1	福岡県春日市春日公園7丁目82番地	19,200 (-)	3.00 (-)
山田喜三郎 (注) 1	徳島県徳島市	6,000 (-)	0.94 (-)
株式会社アソインターナショナル (注) 1	東京都中央区銀座2丁目11番8号第22 中央ビル3階	5,300 (-)	0.83 (-)
富田製菓株式会社 (注) 1	徳島県鳴門市瀬戸町明神丸山85-1	4,600 (-)	0.72 (-)
長江勇樹 (注) 1	徳島県板野郡藍住町	4,000 (-)	0.63 (-)
福田典彦 (注) 1	徳島県徳島市	3,500 (-)	0.55 (-)
その他74名		48,500 (-)	7.57 (-)
計		639,700 (405,500)	100.00 (100.00)

(注) 1. 特別利害関係者等 (当社の大株主上位10名)

2. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)

3. 特別利害関係者等 (当社の取締役)

4. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

5. 所有株式数の () 内には新株予約権の付与数を表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成27年8月5日

株式会社デンタス
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

代表社員 公認会計士
業務執行社員

高田 篤 

業務執行社員 公認会計士

田邊太郎 

当監査法人は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社デンタスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デンタス及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上